

令和5年9月

中札内村議会定例会会議録

令和5年9月11日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君	住民課長補佐	平山直人君
福祉課長補佐	澤田有希君	福祉課長補佐	長井千鶴君
福祉課長補佐			
保育園長	田中直紀君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 植松菜々美君

◎議事日程

日程第1		所管事務調査報告
日程第2	請願第4号 (委員会報告)	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願
日程第3	意見書案第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第4	認定第1号	令和4年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5	認定第2号	令和4年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	認定第3号	令和4年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	認定第4号	令和4年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	認定第5号	令和4年度中札内村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第9	認定第6号	令和4年度中札内村公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年9月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 所管事務調査報告

○議長（中井康雄君） 日程第1、所管事務調査報告を求めます。

産業文教常任委員会から、農作物作況調査が終了した旨の報告がありました。

ここで委員長の報告を求めます。

船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） それでは、赤ナンバー7番の令和5年度産業文教常任委員会農作物作況調査についてご報告いたします。

産業文教常任委員会は、令和5年9月6日、水曜日に、常任委員会独自で現地調査を実施した後に、十勝農業改良普及センターが実施した9月1日現在の作況調査の資料を基に、本村の基幹作物である豆類、てん菜、馬鈴しょ等の作況について検討いたしました。

調査参加者は、産業文教常任委員5名と事務局2名であります。

検討結果ですが、平年より気温が高く、融雪が順調に進み、農作業は早めで順調に推移いたしました。

降水量は、4月は平年並み、5月中旬はかなり少なく、下旬は平年並み、6月上旬は平年の2倍超えとなり、7月は平年並みとなっております。

日照時間は、4月以降平年並みで推移し、7月中旬からは平年値を大きく上回り、干ばつ傾向の生育条件が見られましたが、8月上旬の降雨で持ち直しました。

総じて、気温は平年を大きく上回り、過去に例を見ないほど各作物の生育が早く進む傾向が続きまして。

小麦は、春先の好天で雪解けが早かったことで生育が順調に進み、稈長、穂長、穂数は平年並み以上となり、高収量が期待されました。

収穫作業は好天にも恵まれ、短期間の5日で順調に進み、収量は前年を105キログラム上回る受入反収11.81俵を見込み、品質は1等Aランクで調整中であります。

以下、各作物の今年の状況について、次のとおり取りまとめました。

豆類では、7月下旬に高温が続いた影響で干ばつ傾向の影響が見られ、生育状況が懸念されました。

大豆は莖長が長く、着莢数が平年より多く、収量は平年並みからやや多い見込みであります。

小豆は、やや徒長傾向で着莢数は平年より少なく、収量は平年並みの見込みであります。

金時は、平年並みの生育で着莢数は平年よりやや多く、収量は平年並みの見込みであります。品質は色流れが見られたことから、良くない状況にあります。

手亡は、茎長が短く着莢数は平年並み、収量は平年並みかやや少ない見込みであります、品質は皮切れが見られたことから、良くない状況にあります。

馬鈴しょは、植付け後は順調に生育し、8月17日現在の南十勝農工連の登熟調査では、澱原専用品種は収量、澱粉価ともに前年を上回る予想をしております。

てん菜は、8月の高温、多雨の影響により褐斑病が広く発生していますが、根周は前年並以上であり、収量は平年をやや上回る見込みであります。

飼料作物は、一番草、二番草ともに平年を上回る見込みであります、干ばつの影響で栄養価や乾物率が低下し、乾物重量は平年より少ない見込みであります。

デントコーンは、稈長が平年よりやや長く、生育は順調に進んでおりますが、収量は平年をやや下回る見込みであります。

資料の作況調査に基づく収量予想集約表は、平年値と比較し、まとめましたので、ご覧いただければと思います。

以上、農作物作況調査のご報告といたします。

○議長（中井康雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第2 請願第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第2、請願第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願を議題といたします。

この請願第4号は、産業文教常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

船田産業文教常任委員長、登壇願います。

（船田幸一産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（船田幸一君） 令和5年9月4日開会の定例会において、付託された事件について、審査を終了しましたので、会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

審査終了した付託事件は、請願第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願についてであり、審査は9月8日、全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、本請願の内容、趣旨は十分理解できるものであり、請願第4号は採択と決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから請願第4号の委員長報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

お諮りします。

船田議員から、意見書案第7号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

○議長(中井康雄君) 追加日程第3、意見書案第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案第7号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

意見書案第7号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで報告いたします。

これから令和4年度中札内村各会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。議会選出の監査委員であります木村議員は、審議の間は出席されませんので、報告させていただきます。

◎日程第4 認定第1号 令和4年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第2号 令和4年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第3号 令和4年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第4号 令和4年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第5号 令和4年度中札内村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

◎日程第9 認定第6号 令和4年度中札内村公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長(中井康雄君) この際、追加日程第4、認定第1号から、追加日程第9、認定第6号までの令和4年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程認定議題に供されました、各会計決算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和4年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査員、登壇願います。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、令和4年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、令和5年8月24日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査は、令和5年7月27日に現地調査を行い、7月31日から8月9日までの期間中、6日間で実施いたしました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしております決算審査意見書をお読みいただければというふうに思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 以上で、提案理由の説明及び代表監査委員からの決算監査意見が終わりました。

続いて、各会計決算書の概要について、簡略に補足説明を求めます。

はじめに、一般会計について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計の決算概要について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー14番、決算資料をご用意願います。

はじめに、1ページをお開き願います。

第1表は、令和4年度の各会計別決算状況を示しております。

上段、一般会計であります。一番右の列、予算現額に対する決算額の割合は、歳入で95.0%、歳出で89.8%であります。

実質収支額は1億5,062万円余りとなっております。

以下、国保、介護、それから2ページの後期高齢者医療特別会計まで、各特別会計及び総合計を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

また、各会計の最下段、うち基金積立金の欄になりますが、実質収支額のうち、一般会計では7,540万円、国保会計では300万円、介護保険では330万円を翌年度に繰り越さず、それぞれ基金に積み立てることとしております。

なお、令和4年度決算から簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計分につきましては、公営企業法における法適用に伴いまして、本表からは除かれております。

次に、3ページをお開きください。

第2表は、一般会計の歳入決算額の款別の内訳の表となっております。

村税につきましては、調定額に対する収入済額の割合である徴収率が99.7%で、昨年度から0.1ポイント減少となっております。

また、収入未済額であります。村税で205万6,000円余りとなっており、括弧内の6,030円は不納欠損額の金額となります。

そのほか、表中段、分担金及び負担金では、学校給食費負担金で9,906円、その下段、使用料及び手数料では、村営住宅使用料及び村営住宅排水処理施設使用料合わせた55万9,800円が収入未済となっており、歳入合計で291万円余りが収入未済額となっております。

次に、4ページをご覧ください。

第3表は、村税決算額であります。村税を科目別に決算額を記載しております。

その下のグラフでは、村税の収入済額と徴収率の5年間の推移を表したもので、近年、徴収率は高く推移している状況にあります。

なお、棒グラフにあります令和4年度の収入済額が前年に比べ3,100万円余り増加している主な要因は、令和3年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対策として、厳しい経営環境にあった中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に係る固定資産税等の軽減措置が終了したことにより、個人村民税で2,077万円余り、固定資産税で2,759万円余り増加となっており、村税全体で3,183万円余りの増となっております。

次に、5ページをご覧ください。

上段の第4表は、一般会計収支の状況を前年度と比較をして表しております。

次に、下段の第5表は、村税や地方交付税など一般財源の前年度との比較表であります。

上段、村税は、前年に比べ、個人村民税で農業所得の増加があったこと、また、固定資産税では、家屋及び償却資産が増加したことなどから、前年比3,100万円余り増加しております。

中段下、地方特例交付金は、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策として実施された個人住民税、軽自動車税等の免除措置の延長に対する減収補てん、また、固定資産税の免除等に対する減収補てん分が減少したことなどから、また、自家用自動車購入の際に係る環境性能割に係る3年間の臨時軽減措置期間が満了したことにより、減収補てん分について減少しております。

その下段、地方交付税は、特別交付税で、令和3年度の防風被害に対する復旧費用などの減があり、365万円余りの減少となっております。

その下段、繰越金については、繰越明許費に充てる繰越財源分の減少により、3,391万円余り減少しております。

一般財源合計では、増減欄、前年比で1,040万円余り減少しております。

次に、6ページをご覧ください。

第6表であります。歳入を村が自ら収入する村税などの自主財源と、地方交付税や国、道支出金など、国や道から交付される依存財源に分けて、3ヶ年の比較をした表となっております。

その下の第7表は、自主財源と依存財源の推移で、左の表は数値の推移を記載し、右にはグラフで示しております。

次に、7ページをご覧ください。

上段の第8表であります。目的別の支出済額と、令和5年度の翌年度繰越額、不用額を示しております。

歳出合計予算額から支出済額を差し引いた額から、さらに翌年度繰越額を除いた不用額は、1億7,345万円余りとなっております。

次に、翌年度繰越額の内訳でございますが、総務費は宅地分譲地調査設計用地確定委託、

ふるさと納税事業、マイナンバーカード普及促進事業となっており、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業、農林業費は道営担い手畑総事業札内川右岸地区南部及び北部地区負担金のほか、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金、商工観光費はまちなかキッチンスタジオ整備事業及び外構整備設計委託、土木費は鉄道記念公園周辺整備工事、教育費は小中学校エアコン設置工事であります。

翌年度繰越額合計で、5億7,152万7,000円となっております。

次に、下段の第9表であります、目的別に歳出予算額を前年度と比較しております。

増減額の主な要因ですが、民生費で3,427万円余り減少しているのは、子育て世帯臨時特別給付金の減少などによるものです。

次に、商工観光費で1億5,441万円余り減少しているのは、令和3年度に実施した道の駅改修工事及び商工業振興基金積立金の減少によるものです。

また、土木費で4,458万円余り増加しているのは、鉄道記念公園施設改修工事が増加した一方で、公営住宅改修工事や道路改良舗装工事の減があったこと、営農水道費の公営企業会計への移行による減少があったことなどによるものです。

次に、教育費で、1億458万円余り増加しているのは、中札内小学校外部塗装屋上防水工事や小中学校エアコン設置工事の増によるものです。

次に、公債費で、1億1,482万円余り増加しているのは、役場庁舎建設工事に係る交付税措置のない地方債借入金について、繰上償還を行ったことによるもので、諸支出金では、6,582万円余り減少している理由は、令和3年度の公営企業法の法適用に係る繰出金が減少したことによるものです。

次に、8ページをご覧ください。

第10表は、歳出の性質別決算額を前年度対比したものであります。

増減額の大きな部分については、先ほどと重複する部分ございますが、大きな要因を説明させていただきます。

まず、増減額欄のうち、1の人件費の1,747万円余りの減は、(2)給与手当の②一般職で、職員数の減があったこと、(3)共済組合等負担金で、職員数の減及び退職負担率の改訂があったことによるものです。

次に、物件費9,751万円余りの増は、(4)委託料で、総合行政システム改修委託及びふるさと納税の寄附額増に伴うワンストップ特例申請受付業務委託やサイト掲載委託料の増などによるものです。

次に、3の補助費1億3,550万円余りの増は、(1)負担金補助及び交付金で、てん菜から需要の高い作物等への転換等に対する持続的畑作生産体制確立緊急対策事業補助金や消防費の指令システムデジタル無線更新に係るとち広域消防事務組合の負担金増、公共下水道事業の法適用に伴う繰出金から補助費への区分変更によるものです。

次に、4の扶助費3,688万円余りの減は、子育て世帯臨時特別給付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の減などによるものです。

次に、6の普通建設事業費2億5,518万円余りの減は、令和3年度に実施しました役場庁舎建設に係る外構整備及び備品購入費、また、育苗施設に係る産地パワーアップ事業補助金、農村部の光ファイバー整備に係る高度無線環境整備推進事業負担金の減があったことなどによるものです。

次に、9の積立金1億7,631万円の増は、ふるさと納税寄附金の増に伴いまして、ふるさと活性化基金、教育振興基金、豊かな環境等基金、福祉基金の積立額増などによるものです。

最後に、12の公債費の1億1,482万円余りの増は、先ほどもご説明申し上げました役場庁舎建設事業に係ります地方債の繰上償還を行ったことなどによるものです。

次に、9ページをお開きください。

第11表は、地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費になります。

こちらは、令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴いまして、社会保障の安定的な財源として交付されていることから、その用途を明確にするため、決算資料として添付をしているものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

歳出決算額を目的別と性質別に円グラフで表したものでございます。

後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、11ページをご覧ください。

新地方公会計制度導入に伴う統一的な基準に基づき、一般会計について、財務書類等を作成しており、11ページから14ページまで添付しております。

最初に、11ページの貸借対照表は、基準日である令和5年3月31日時点における資産、負債、純資産の資産保有状況と財源調達状況を表したものであります。

表の左側については、借方として、当村の資産である学校や道路など、将来の世代に引き継ぐ社会資本や基金などを記載しており、長期間に渡り住民サービス提供のために利用される財産であります。

村の試算合計は252億円余りで、村民1人当たり655万円、前年比14万円の減となっております。

また、表の右側については、貸方として、上段に負債を記載しており、地方債及び退職手当引当金など将来の世代の負担となるものであります。

負債合計は49億円余りで、村民1人当たり129万円、前年比8万円の減となっております。

右側の負債の下段、純資産については、過去の世代や国、道がすでに負担したもので、将来返済しなくてもよい資産で、資産合計から負債合計を差し引いたものとなります。

純資産合計は202億円余りとなっております。

次に、12ページをご覧ください。

こちらは、行政コスト計算書となります。

行政コスト計算書は、企業会計の損益計算書にあたるもので、1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集に係る経費など資産形成につながらない行政コストを業務費用として、人件費、物件費等、その他の業務費用等に区分して表したものであります。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは52億5,830万円余りとなっており、その下段の臨時損失を加え、臨時収益を差し引いた純行政コストも52億2,550万円余りとなっております。

次に、13ページをお開きください。

純資産変動計算書に移ります。

純資産変動計算書は、地方公会計制度において、純資産の変動を示すものであり、純資産の増減が企業会計においては、利益及び損失の増減を表すものであります。

下から2段目の本年度純資産変動額がマイナス5億2,083万2,000円余りですが、この金額が令和4年度において、純資産が減少した金額となります。

次に、14ページをご覧ください。

資金収支計算書に移ります。

資金収支計算書は、地方公会計制度における資金収支の状態を示すものであり、年度内の地方公共団体の行政サービスに伴う現金等の期中取引高を性質別に分けて表示したものでございます。

下から7段目の本年度資金収支額、マイナス8,429万1,000円となり、その2つ下段の本年度末資金残高が3億7,859万1,000円となります。

次に、15ページをお開きください。

こちらは、基金の現在高調書であります。

各会計別、科目別の基金の明細を記載しております。

調書の一番右の列が令和4年度末残高を記載しておりますが、最上段の一般会計の基金残高は3億2,946万9千460円余りで、前年度から1億4,058万9千460円余り増加しております。

次に、令和4年度中の主な一般財源等積立であります。財政調整基金に2億3,000万円、公共施設等整備基金に2億600万円、森林環境整備基金2億2,028万8,000円、国民健康保険事業基金に1億500万円、介護保険事業基金に875万円を積み立てしております。

また、寄附金積立は、ふるさと納税に伴う積立と、その他の寄附も含み、ふるさと活性化基金に2億1,181万9千460円余り、豊かな環境等創成基金に7,100万円、福祉基金に1億2,129万円、食と農業農村振興基金に9,200万円、商工業振興基金に70万円、文化振興基金に1,300万円、スポーツ振興基金に30万円、教育振興基金に7,800万円となっております。

取崩額は、一般会計のみで、合計で8億9,191万9千460円余りとなっております。

次に、16ページをご覧ください。

地方債現在高調書であります。令和3年度末現在高に、令和4年度中に借り入れた額を加え、償還した元金を差し引いた額が右下の令和4年度末現在高となります。

地方債合計で4億3,841万2千946円余りとなっており、前年度末現在高から2億9,294万9千460円の減となっております。

次に、17ページから25ページまでは、負担金補助金等支出内訳書を予算科目ごとに記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、26ページは、予算の流用を記載しており、8件で39万6,776円、また、28ページには、予備費からの充用を記載しており、11件で499万9,788円となっております。

次に、29ページには、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金対象事業について記載をしておりますが、上段が歳入で、国からの地方創生臨時交付金を記載するとともに、下段の歳出につきましては、交付金を充当した感染対策等の事業を事業別に記載をしております。

次に、30ページは、令和4年度のふるさと納税額を記載しており、表最下段、寄附金総額が前年比2億5,159万9千460円増の1億3,312万9千460円余りとなっており、下段にそれぞれクラウドファンディング補助金分、基金積立分、返礼品等の経費充当分の一般寄附金に区分し記載をしております。

31ページから78ページまでは、各課からの資料を記載しておりますので、それぞれご覧をいただきたいと思っております。

以上で、一般会計の決算概要について、説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、

平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは、国民健康保険特別会計の決算状況を説明いたします。

引き続き、黒ナンバー14番、決算資料により説明いたしますので、79ページをお開き願います。

まず、ページ上段、収支の状況ですが、令和4年度A欄、歳入、収入済額は、前年度より2,203万円ほど減の4億4,585万1,937円に対し、支出済額は4億4,164万248円で、前年度より2,377万円ほどの減となっており、歳入歳出差引額は、前年度より173万円ほど増の421万1,689円となっております。

なお、差引額のうち300万円を国保事業基金へ積み立て、残り121万円余りは次年度の繰越金として予定しております。

次に、ページ中段の表、歳入決算状況の収入済額C欄をご覧ください。

1款国民健康保険税の収入済額は1億3,935万円余り、全体の収納率は98.3%となっております。

右横、収入未済額の234万3,000円余りにつきましては、現年度保険料13名分並びに複数年度分の過年度保険税の未収額となっております。

2款道支出金は、村が保険者の保険給付費として一時的に負担し、歳入に振り替えいたします普通交付金と保険者ごとの取組みに応じて配分される特別交付金との合計で、2億6,924万4,794円の決算額となっております。

4款繰入金3,553万8,846円は、一般会計からの事務費等繰入、保険基盤安定繰入の合計となります。

次に、6款諸収入は、第三者損害賠償納付金や特定健診に係る自己負担分、診療費のうち、国が支払う一部負担金などを受ける雑入などの合計で73万5,971円の決算額となっております。

続いて、歳出ですが、80ページ中段以下、4、歳出決算額前年対比表の令和4年度A欄をご覧ください。

1款総務費は、前年度より96万円ほど増加し、701万9,091円の支出額となっておりますが、全道統一システムの機器更新に係る費用負担の増加が要因となります。

2款保険給付費は、前年度よりも2,203万円ほど減少の2億4,391万円余りの支出額となっておりますが、一般保険者に係る療養給付費等の減少によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金1億7,906万5,000円は、前年度より242万円余りの減少となっており、国保事業の運営主体である北海道への納付金のうち、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の減少が要因となっております。

5款保険事業費は、被保険者宛に送付する医療費通知や国保対象者に係る予防接種費のほか、特定健診に係る事業費として1,044万円余りの決算額で、前年度より21万円ほどの増額となっておりますが、令和3年度から開始した個別受診や過去の健康履歴に基づいた特定健診の受診勧奨対策と個々の服薬情報に基づく適正な対策として、重複服薬を個別にお知らせする事業の実施によるものでございます。

次に、8款諸支出金は118万円余りの決算で、前年度より49万円ほど減少しておりますが、主に過年度の保険給付費に係る国、道への精算返還金の支出が減少したことによるものです。

また、81ページには、直近3年間分の総医療費、被保険者数、1人当たりの医療費の動向を資料として掲載しておりますので、参考までご参照いただければと思います。

なお、令和4年度決算状況につきましては、過日開催されました国民健康保険運営協議会において詳細説明を行い、承認を得ておりますことを併せてご報告申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算状況について、説明いたします。

同じく決算資料の85ページをお開きください。

ページ上段、収支の状況ですが、令和4年度A欄、歳入の収入済額は、前年度より119万5,000円余り増の7,361万3,879円に対し、歳出の支出済額は7,360万4,007円で、前年度から192万5,000円余りの増となっております。

歳入歳出差引額は、前年度より72万9,000円余り減の9,872円となりました。

次に、歳入決算状況ですが、2段目の表中列、歳入済額C欄をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は5,454万3,560円で、その右、収入未済額の4万1,240円は、現年度1名、滞納繰越1名の未納額、収入率は99.9%となっております。

また、収入未済額の上段の括弧書き1万8,820円は、令和2年度の普通徴収保険料1名分を対象に、不納欠損処理を行ったものでございます。

2款繰入金は、一般会計からの事務費繰入並びに低所得者の保険料軽減補填などの合計で1,804万1,986円が収入済となっております。

5款広域連合支出金28万8,821円は、本村が実施する健康診査の受診率向上対策を対象に交付されたものでございます。

次に、歳出ですが、ページ最下段の歳出決算額前年対比表の令和4年度A欄をご覧ください。

1款総務費、前年度よりも6,000円余り減の206万3,161円の支出済額、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金算定額の増額により、前年度より193万円余り増の7,154万846円の決算額となっております。

なお、次に86ページには、療養給付の状況を掲載しておりますので、給付実績としてご覧いただければと思います。

以上で、国民健康保険並びに後期高齢者医療特別会計に係る令和4年度決算概要について、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計の決算状況をご説明いたします。

引き続き、黒ナンバー14番、決算資料を中心に説明いたしますので、82ページをお開き願います。

まず歳入ですが、ページ中段に歳入決算状況の収入済額のC欄をご覧ください。

1款介護保険料の収入済額は6,873万7,500円で、右横、収入未済額22万6,720円につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせた1名分の保険料未収額となっております。

2款国庫支出金、3款道支出金、4款支払基金交付金は、歳出側の保険給付費並びに地域支援事業費の実績額に対して、目的別負担率と制度上のルールに基づき計算されており、国からは8,947万円、道からは5,289万円、支払基金は7,803万円余りの交付を受け、それぞれ収入済額として記載しています。

次に、6款繰入金は5,387万円余りの収入済額ですが、令和4年度は、全額が一般会計からの繰り入れによるもので、介護保険事業基金からの繰り入れは行っておりません。

詳細は、決算書252ページから255ページの6款繰入金に掲載しております。

その下、7款繰越金は、令和3年度会計の余剰額として1,455万9,000円余りを当該年度収入額として受けております。

次に、歳出ですが、83ページ、中段の4、歳出決算額前年対比、令和4年度A欄をご覧ください。

1款総務費は594万円余りの支出額で、前年度よりも176万円ほどの減額となっております。

これは令和4年度会計において、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修の支出がなかったことによるものです。

2款保険給付費は2億8,012万円余りの支出で、前年度よりも278万円余りの増となっております。

84ページに、5、保険給付費の内訳を掲載しておりますが、前年対比ができませんので、補足させていただきます。

サービス区分ごとに多少の増減が発生しておりますが、増額の要因といたしましては、介護付有料老人ホームの入所者が増えたことにより、中段の特定施設入居者生活介護の利用が増えたことなどによるものです。

83ページに戻り、4款地域支援事業費は3,258万円余りの支出額で、前年度より890万円ほどの増となりました。

決算書では260ページから263ページに掲載しておりますが、主な増額要因は、令和4年度より在宅医療・介護連携推進事業として、更別村国保診療所に医療と介護の相談窓口コーディネーターを1名配置したことによるもので、人件費を更別村と負担しております。

また、地域包括支援センター業務の会計年度任用職員及び一般職員の人件費の増によるものです。

その下、5款基金積立金は375万円ほどの支出となっておりますが、介護保険事業基金に積み立てしております。

次に、7款諸支出金は1,027万円余りの支出額ですが、過年度分、令和3年度の介護給付費等の精算返還金として、国や道などに対し767万円余りを、一般会計へ258万円余りを返還しております。

最後に、会計全体の決算額ですが、82ページに戻っていただき、前段の1、収支の状況A欄をご覧ください。

令和4年度の収入済額は3億5,760万5,700円に対し、支出済額は3億3,268万1,599円で、歳入歳出差引額は、前年度より536万円余り増の2,492万4,101円となっております。

令和4年度の歳入となる国、道、支払基金交付金は、交付金算定時の推定給付費が高く設定されており、給付実績が推定値よりも大きく下回ったことから、精算により翌年度返還することになります。

概算ですが、返還額は1,900万円程度、追加交付が40万円程度の見込みとなりますので、歳入歳出差引額のうち、280万円ほどを本年度の会計に繰り越しし、330万円を介護保険事業基金へ積み立ていたします。

なお、令和4年度決算状況につきましては、過日、8月30日に開催されました介護保険運営協議会において、詳細の説明を行い、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で、介護保険特別会計決算の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計について、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計の決算概要について、説明を申し

上げます。

黒ナンバー 1 2 番の中札内村簡易水道事業会計決算書をご用意いたします。

令和 4 年度から地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、様式につきましては、地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。

また、1 ページから 2 ページの決算報告書につきましては消費税込みで、3 ページから 6 ページの財務諸表などにつきましては消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書 1 ページをお開き願います。

1 の令和 4 年度中札内村簡易水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。

(1) 収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対応する費用でございます。

収入の第 1 款簡易水道事業収益の決算額は 1 億 7, 2 7 7 万 4, 2 5 2 円で、第 1 項営業収益の決算額は 1 億 4, 9 8 1 万 2, 3 0 0 円です。

第 2 項営業外収益の決算額は 2, 2 9 6 万 1, 9 5 2 円となっております。

次に、支出の第 1 款簡易水道事業費用の決算額は 1 億 3, 8 4 9 万 3, 5 7 3 円、第 1 項営業費用の決算額は 1 億 3, 4 3 3 万 6, 2 7 2 円、第 2 項営業外費用の決算額は 4 1 5 万 7, 3 0 1 円、第 3 項予備費の支出はありません。

次に、2 ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上したものでございます。

収入の第 1 款簡易水道事業資本的収入の決算額は 7, 9 4 8 万 5, 7 6 5 円、第 1 項企業債の決算額は 5, 1 2 0 万円、第 2 項補助金の決算額は 1, 5 3 4 万 1, 0 0 0 円、第 3 項他会計負担金の決算額は 9 0 3 万 3, 0 0 0 円、第 4 項の負担金の決算額は 3 9 1 万 1, 7 6 5 円となっております。

次に、支出の第 1 款簡易水道事業資本的支出の決算額は 9, 9 4 1 万 1, 7 7 2 円。

第 1 項建設改良費の決算額は 8, 1 3 4 万 5, 0 0 0 円。

第 2 項企業債償還金の決算額は 1, 8 0 6 万 6, 7 7 2 円となっております。

続きまして、3 ページ、2 の財務諸表、(1) 令和 4 年度中札内村簡易水道事業損益計算書であります。

これにつきましては、消費税を除く表示となっております。

1 の営業収益は、一般水道使用料、営農用水使用料、負担金及び給水工事手数料など、総額 1 億 3, 6 2 4 万 9, 9 8 5 円となっており、2 の営業費用 (1) 原水及び浄水費は、職員の人件費、水道施設維持管理費、薬品費などでございます。

(2) 配水及び給水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費、水道施設保守点検及び水質検査手数料などでございます。

(3) 営農用水管理費は、中島浄水場も含めた営農用水道に係る維持管理費となります。

(4) 総係費は、職員の人件費、公営企業会計運用支援業務委託費などでございます。

(5) 減価償却費は、有形固定資産減価償却費でございます。

総額 1 億 2, 8 6 2 万 1, 4 4 3 円、差引営業利益は 7 6 2 万 8, 5 4 2 円となります。

3 の営業外収益の他会計負担金については、一般会計繰入金基準繰出分が主なもので、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を、毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などで、総額 2, 2 9 5 万 9, 9 5 2 円となっております。

4 の営業外費用の支払利息については、起債、長期償還利子などで、1 9 9 万 2, 9 0 1 円、消費税の 2 1 6 万 3, 0 0 0 円などで、総額 4 1 5 万 7, 1 7 4 円となっております。

差引営業外利益は1,880万2,778円となり、営業利益762万8,542円を加えた経常利益は2,643万1,320円であります。

当年度未処分利益剰余金についても、経常利益と同額となり、4ページをお開きいただきたいと思ひます。

4ページの下段にあります(3)令和4年度中札内村簡易水道事業剰余金処分計算書のとおり、繰越利益剰余金とも同額となります。

その他の項目につきましては、お目通しをお願いしたいと思ひます。

続きまして、令和4年度中札内村簡易水道事業報告書の主なものを説明を申し上げます。

11ページをお開き願ひます。

3の業務(1)業務量の表の下をご覧ください。

供給単価について、163円94銭、給水原価146円46銭となっております。

12ページをお開き、中段をご覧ください。

4の会計、(1)重要契約の要旨では、契約金額1,000万円以上の工事として、高区配水池耐震補強工事を記載しております。

13ページをご覧ください。

5のその他、水道使用料の収入状況であります、調定額に対して、3月末の現年度分収入済額は1億3,300万585円で、収入未済額は36万9,870円で、収納率は99.72%であります。

下段の表で、5月末現在の収入未済額12万7,300円と減少しており、収納率は99.90%であります。

引き続き、更なる収納率向上に努めてまいりたいと思ひます。

その他の項目につきましては、お目通しをお願いします。

続きまして、14ページをお開き願ひます。

決算附属明細書であります、1の令和4年度中札内村簡易水道事業キャッシュフロー計算書、1の業務活動によるキャッシュフローは、給水事業の運営に係る現金収支で、概ね収益収支に係る現金の収支を表しております。

中段をご覧ください。

当年度の業務活動により、4,069万3,606円の資金が増加しております。

2の投資活動によるキャッシュフローは、建設事業に係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。

中下段をご覧ください。

当年度の投資活動により、3,993万667円の資金が減少しております。

3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れと償還金による現金の収支を表しております。

当年度の財務活動により、3,313万3,228円の資金が増加しております。

以上を合計した資金総額増加額は3,389万6,167円で、資金の期末残高4億2,309万5,930円となり、5ページに戻っていただきまして、(4)の令和4年度中札内村簡易水道事業貸借対照表になりますが、中段をご覧ください。

2の流動資産の(1)現金預金の額と一致するものでございます。

次に、収入及び支出明細書について、15ページから19ページに記載しております。

固定資産明細書につきましては20ページに記載しており、企業債明細書については21ページに記載しております。

お目通しをお願いします。

以上で、簡易水道事業の補足説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業会計について、説明を申し上げます。

黒ナンバー13番の中札内村公共下水道事業会計決算書をご用意いたします。

公共下水道事業会計についても、令和4年度から地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。

また、1ページから2ページの決算報告書は消費税込みで、3ページから6ページの財務諸表などにつきましては消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページをお開き願います。

1の令和4年度公共下水道事業決算報告書は、消費税を含む表示となります。

(1) 収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い、発生する収益と、それに対応する費用でございます。

収入の第1款公共下水道事業収益の決算額は1億7,775万1,215円で、第1項営業収益の決算額は6,653万7,220円、第2項営業外収益の決算額は1億1,121万3,995円となっております。

次に、支出の第1款、公共下水道事業事業費用の決算額は1億6,782万2,711円。

第1項営業費用の決算額は1億5,785万3,986円、第2項営業外費用の決算額は996万8,725円、第3項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出は、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上しております。

収入の第1款、公共下水道事業資本的収入の決算額は1億1,253万5,000円、第1項企業債の決算額は2,020万円、第2項国庫補助金の決算額は2,851万2,000円、第3項出資金の決算額は6,210万1,000円、第4項負担金の決算額は172万2,000円となっております。

次に、支出の第1款公共下水道事業資本的支出の決算額は1億5,380万5,471円、第1項建設改良費の決算額は6,414万8,379円、第2項企業債償還金の決算額は8,965万7,092円となっております。

続きまして、3ページ、2の財務諸表、(1)令和4年度中札内村公共下水道事業損益計算書であります。

これについては、消費税を除く表示となります。

1の営業収益は、下水道使用料などで、総額6,049万5,034円となっており、2の営業費用、(1)処理場費は、主に浄化センターの維持管理費などがございます。

(2)管渠費は、マンホール等の修繕料であり、(3)総係費は、職員の人件費、印刷製本費や公営企業会計運用支援業務委託料などがございます。

(4)減価償却費は、有形固定資産減価償却費であります。

総額1億5,139万5,000円、差引いたしますと、営業損失9,089万9,966円となります。

3の営業外収益は、一般会計からの他会計負担金、過去に整備した下水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入や消費税の還付などで、総額1億1,21万3,995円となっております。

4の営業外費用は、(1)支払利息は、起債、長期償還金利子などで、941万8,225円、(2)雑支出といたしまして、601万5,090円で、総額1,543万3,315円となっております。

差引、営業外利益は9,578万680円となり、先ほどの営業損失9,089万9,966円を加えた経常利益は488万714円であります。

当年度未処分利益剰余金についても、経常利益と同額となり、4ページをお開きいただきまして、4ページ下段にあります(3)令和4年度中札内村公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり、繰越利益剰余金と同額になります。

その他の項目については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、令和4年度中札内村公共下水道事業報告書の主なものを説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

3の業務、(1)業務量の表の下をご覧ください。

公共下水道事業の汚水処理単価は172円29銭です。

汚水処理原価は458円52銭となっております。

11ページ、上段をご覧ください。

4の会計、(1)重要契約の要旨で、契約金額は1,000万円以上の工事として、中札内浄化センターにおける水処理コントロールセンタ外更新工事を記載しております。

11ページ、下段をご覧ください。

5のその他、下水道使用料の収入状況であります。調定価格に対して、3月末の現年度分の収入済額は6,618万4,980円、収入未済額は28万2,240円で、収納率は99.58%であります。

下段の表で、5月末現在の収入未済額10万8,720円と減少しており、収納率は99.84%であります。

引き続き、更なる収納率向上に努めてまいります。

その他項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、12ページをお開き願います。

決算附属明細書であります。1の令和4年度中札内村公共下水道事業キャッシュフロー計算書、1の業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業の運営に係る現金収支で、概ね収支に係る現金の収支を表しております。

中段をご覧ください。

当年度の業務活動により、3,157万1,084円の資金が増加しております。

2の投資活動によるキャッシュフローは、建設事業に係る現金の収支で、資本的支出のうち、企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。

中下段をご覧ください。

当年度の投資活動により、3,957万4,746円の資金が増加しております。

3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れと償還金による現金の収支を表しております。

当年度の財務活動により、6,945万7,092円の資金が減少しております。

以上、計算した資金増加額は168万8,738円で、資金の期末残高は4,273万8,753円となり、5ページに戻っていただきまして、(4)令和4年度中札内村公共下水道事業貸借対照表になりますけれども、中段をご覧ください。

2の流動資産の(1)現金の額と一致するものでございます。

次に、収入及び支出明細書につきましては、13ページから17ページに記載しております。

固定資産明細書につきましては、18ページに記載しており、企業債明細書につきましては

は、19ページに記載しております。

お目通しをお願いいたします。

以上で、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算概要の説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 申しわけございません。

大分時間が経過してしまいました。

もう少しなのですが、休憩をしたいと思います。

11時35分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時34分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。

それでは、次に、村有財産調書について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、村有財産調書について、ご説明を申し上げます。

黒ナンバー17番、村有財産調書をご用意いたします。

1ページの総括表に基づき、土地、建物について、その概要をご説明いたします。

最初に、区分欄左側、行政財産及び普通財産の土地の決算年度中の増減はございません。

次に、行政財産の建物、右側の欄、延面積計の決算年度中増減高1,049.81平方メートルの減は、旧役場庁舎の取り壊しがあった一方で、生ごみ処理施設上屋の増加があったことによるものです。

次に、その下段、普通財産の家屋、延面積計37.67平方メートルの増は、中札内中学校の教員住宅物置及びカーポートの新設によるものです。

次に、2ページは行政財産、3ページは普通財産、それぞれの区分ごとの総括表となっております。

次に、4ページから22ページまでは行政財産の公用財産及び公共用財産の内訳を、23ページから26ページまでは普通財産の内訳を、27ページは山林、物件、有価証券を、28ページは出資による権利を、29ページから31ページまでには物品のうち100万円以上の重要物品を記載しております。

32ページは基金について掲載をしております。

33ページには北海道市町村備荒資金組合納付金について、それぞれ前年度からの増減と年度末現在高を記載しております。

また、令和4年度からの公営企業法の法適用に伴う簡易水道会計及び下水道会計の村有財産調書から除かれる部分につきましては、今回、34ページから36ページに別記として記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、黒ナンバー18番ですが、これはただいまご説明申し上げました村有財産調書の附帯説明資料となっております。

詳細を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で村有財産調書の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで補足説明を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号に係る令和4年度中札内村各会計歳入歳出決算認定の6件に

つきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号に係る令和4年度中札内村各会計歳入歳出決算認定の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

これから一括して質疑を受けたいと思いますが、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の順序は、配布してあります決算審査順序に従い、一般会計は歳出決算を初めに、次に歳入決算、財産調書の順に審査し、各特別会計は歳入歳出一括で進めたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出の審査に入りますが、順序は決算審査順序に従っていきたいと思います。

一般会計の歳出の審査順序については、1款、2款を一括して。

次に、3款、4款、5款を一括して。

次に、6款、7款、8款を一括して。

その後、9款、10款はそれぞれに。

次に、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

それでは、項目別に質疑に入ります。

各款のおおまかな概略について説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。

なお、質疑の際には、決算書等のページを示した上で発言願います。

また、質疑にあたっては、1回につき3問程度までとし、スムーズな進行にご協力願います。

それでは、1款議会費と2款総務費、70ページから107ページまでの概略説明をお願いいたします。

中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 1款、2款の決算概要について、特徴的なものをご説明申し上げます。

黒ナンバー11番、決算書をご用意いただきまして、73ページをお開きください。

2款総務費の決算額は18億9,355万円余りで、前年に比べ936万円余り減少しております。

減少の主な要因として、庁舎建設事業費で、前年比で8億8,467万円余りの減少があったこと、また、令和4年度は、高度無線環境整備推進事業負担金や庁舎建設事業の外構工事及び備品購入費が減少した一方で、ふるさと納税費での寄附額の増に伴う関係経費や基金積立の増、クラウドファンディング補助金の増などがあったことが主な要因であります。

次に、75ページをお開きください。

市町村交流事業費は、事業費全体で、前年比から皆増の120万円余りで、川越市市制施行100周年記念姉妹友好都市記念式典参加事業及び川越産業フェスタ参加に伴う旅費や出店経費などの増によるものです。

次に、その下段、財政関係基金費は、前年比で5,599万円余りの増の2億603万円

余りは、執行残等の余剰金分につきまして、今年度の公共施設整備等に充てるため、前年比で5,600万円を増額し、積み立てしたものです。

次に、その下段、総務一般経費は、事業費全体で、前年比501万円余り増の5,454万円余りとなっております。

77ページをお開きください。

備考欄中段、12節委託料、定年延長制度例規整備支援委託137万円余りは、国の定年延長制度導入に伴う本村の条例規則等の規定整備へのサポート及び職員向け説明会の実施など委託を行ったことによるものです。

次に、その下段、PCB廃棄物処理・運搬委託416万9,000円は、旧屋外ゲートボール場PCB含有安定器及び南札内蛍光管PCB含有安定器について、処理専門業者へ運搬処理を委託したことによるものです。

次に、81ページをお開きください。

備考欄上段の研修費は、前年比95万円余り増の177万4,000円余りで、地方税財政制度を学ぶ総務省研修やポールスターや川越産業フェスタでの物産展参加、コロナ禍におけるフレイル予防や健康二次被害防止を目的とする研修への職員研修旅費などの増によるものです。

次に、備考欄中段、財産管理費、14節工事請負費、公共施設解体撤去等工事5,335万円は、旧役場庁舎の解体撤去等によるものです。

次に、備考欄下段、交通安全・防犯対策費は、前年比954万円余り増の2,780万円余りとなっております。

83ページをお開きください。

備考欄上段、14節工事請負費、街路灯・防犯灯塗装工事は、91基の塗装を実施しております。

次に、18節負担金補助及び交付金、高齢者安全運転サポート補助金は、令和2年度から創設された3年間の助成事業で、最終年となる令和4年度は24件の助成を行っております。

なお、申込件数の増及び3月補正予算の計上誤り等によりまして、51万5,700円を予備費から充当を行っております。

次に、下段、22節償還金利子及び割引料、防災資機材譲渡事業償還金は、前年比952万円余りの増は、令和3年度に実施しました街路灯・防犯灯LED購入取替、437基の元金償還の開始によるものです。

次に、85ページをお開きください。

備考欄上段、電子計算機管理費ですが、備考欄中下段、総合行政システム改修委託1,473万円余りは、転入・転出のオンライン手続きや、税のクレジット払いやインターネット払いを可能とするよう、納付書へのQRコードを付与するため、システム改修を行ったものであります。

次に、その下段、マイナポイント申込支援業務委託331万円余りは、マイナンバーカード及びマイナポイント登録の普及促進のため、民間事業者によるサポート支援として、役場庁舎や行政区会館など出張窓口を設置したものであります。

次に、87ページをお開きください。

備考欄上段、企画一般経費ですが、需用費の流用額5万6,326円は、新年度予算印刷に係る印刷製本費が、インク・紙代等の高騰に伴いまして、旅費からの充用を行ったものであります。

次に、89ページをお開きください。

備考欄上段、地方バス路線維持対策補助金529万円余りは、前年比94万円の減で、主な減少要因は、新型コロナウイルスによる特例措置として、国の補助金の嵩上げがあったことにより、沿線自治体の負担金が減少したものであります。

次に、その下段、企業立地促進補助金469万円余りは、企業立地促進補助金1件、固定資産奨励金2件の助成を行ったことによるものです。

次に、中下段、コミュニティバス運行管理費、コミュニティバス運行管理委託989万円余りは、前年比71万円余りの増となっており、月1回の第1日曜日のくるくる号の試験運行を実施したことによる増となっております。

次に、91ページをお開きください。

備考欄上段、防災無線管理費、修繕料172万円余りは、街頭放送用の屋外子局蓄電池交換及び役場庁舎放送室内の無停電装置交換、放送卓録音再生部修繕等を行ったものです。

次に、その下段、コミュニティ活動費、修繕料127万円余りは、上札内公園花壇修繕等によるものであります。

次に、その下段、コミュニティ助成事業補助金110万円の追加は、自治総合センターが行う補助事業で、ときわ野行政区が購入した防災物品購入が補助採択となったことから、助成を行ったものであります。

次に、93ページをお開きください。

備考欄上段、まちづくり推進費5,879万円余りは、前年比9,345万円余りの減で、令和3年度に実施しました光ファイバー設置に係る高度無線環境整備推進事業負担金の減少があったことが主な要因となっております。

上段、1節報酬、地方で働き隊員報酬49万円余りは、三大都市圏及び政令指定都市並びに村出身者による役場の仕事を体験していただき、IターンやUターンにつなげるための事業で、採用した1名の報酬額となっております。

次に、中下段、屋外広告物解体撤去工事93万円余りは、国道236号沿い公共施設案内看板4箇所の解体撤去を行ったことによるものです。

次に、最下段、ふるさとづくり事業補助金397万円余りは、各種イベントなど7件に対し助成を行っております。

95ページをお開きください。

備考欄上段、六花の森イベント事業補助金574万円余りは、令和4年度に初開催となりましたロッカノール事業に対する助成金で、光の切り絵やスカイランタンを楽しむため、約4,000人の来場をいただきました。

次に、その下段、応援大使PR・イベント事業補助金239万円余りは、日本ハムファイターズとの連携事業として、村の情報発信や特産品のPRを目的とする事業で、野球教室や応援大使とのトークショー、観戦ツアー、特産品の販売等を実施しております。

次に、その下段、ふるさと納税クラウドファンディング補助金4,200万円余りは、温泉スパ建築プロジェクト1件が対象事業となり、目標寄附額達成により、寄附総額の4割分を助成したものであります。

次に、ふるさと活性化基金積立2億1,182万円余り、また、その下段、豊かな環境等創成基金積立7,100万円、いずれもふるさと納税寄附額の増加に伴い、各種事業の財源に充当するため、積み立てを行ったことによるものです。

次に、下段、ふるさと納税費は、ふるさと納税に係る事務経費となります。

ふるさと納税謝礼3億9,844万円余りは、寄附金額の増により、前年比4,520万

円余りの増となっており、寄附者への特産品のお礼文、返礼品代において、前年度からの繰越明許分も含んで決算しております。

その下段、郵便料1,697万円余りと運搬料2億2,529万円余りは、ふるさと納税に係る郵便料金と特産品の発送料金となります。

その下段、手数料2,461万円余りは、ふるさと納税の支払いに係るカード等の決済手数料であります。

次に、その下段、委託料、ふるさと納税サイト掲載委託2,028万円余りは、掲載サイトとふるさとの運営委託費等で、寄附額の増により、前年比813万円余り増加しております。

その下段、ワンストップ申請等発送業務委託875万円余りは、ワンストップ申請は一人につき寄附先が5自治体までであれば、申請により年末調整が可能となる制度となっておりますが、ワンストップ申請の送付が集中する12月から2月までの繁忙期にのみ発送業務を委託したものであります。

次に、97ページをお開きください。

上段、ふるさと納税支援サービス使用料7,098万円余りは、ふるさと納税に係るサイトやシステムの使用料であります。

最後に、令和4年度における寄附件数及び寄附金額は、件数が11万1,300件余りで、過去最高の13億1,220万円余りの寄附額を受けており、ふるさと活性化基金、豊かな環境等創成基金、福祉基金、食と農業基金、文化振興基金、教育振興基金にそれぞれ積み立てをしております。

以上で、総務費関係の説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、若干早いのですけれども、区切りのいいところで、お昼のお休みとさせていただきます。

休憩をしたいと思います。

1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

それでは、1款議会費、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私の方から質問させていただきたいと思っております。

95ページ、まちづくり推進費の中の六花の森イベント事業補助金について、お尋ね申し上げます。

説明の中で4,000人の来場者だったということで報告がございました。

できましたら、その内訳、把握してありましたら教えていただきたいということです。

村内の者なのか、村外の者なのか、そういった内訳。

それともう1点なのですが、ちょっと決算の質問としてはそぐわないのかもしれませんが、今年どういった人数を予定しているのかということをお尋ね申し上げます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、ロッカノヨルの昨年度の入場者の内訳でございますけれども、昨年度はコロナの関係もありまして、受付の方で、健康観察といいますか、「熱はありませんか」などの質問をそのQRコードで読み取っていただいて、そこにどちらから来られましたか、十勝管内ですか、十勝管外ですかというような質問、村内ですかというような質問を入れた形で確認をしておりますので。

ちょっと今、正確な内訳につきましては、ちょっと今まだ出ておりませんが、村外の方が多かったかなというふうに考えております。

今年の想定人数につきましては、今年是有料化を図ることから、一応1,500から2,000を目標に、今チケット販売を進めているところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 現時点では把握できないということで、後で調べればわかるということなので、できましたら、後ほどでもよろしいので、人数の内訳ですね、教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 私、ふるさと納税の関係で、95ページからいろいろ書かれて、それから、ふるさと納税のグラフ等も載っていましたが、私、確認させてほしいのは、返礼品の内訳の中で伸ばすもの、あるいは、やはり品目がいろいろとあると思うのですが、ふるさと納税品として今後も続けるのか、続けないのか。

そういう返礼品の中身についての実態はどうかということが1点と、以前、村長はふるさと納税いただいた方々に自筆でお手紙を添えて返礼品をお送りしているというようなお話を伺ったことがございます。

それについても今も続けられているのかどうか。

それからもう一つは、そのふるさと納税の都道府県別、どういう方々がふるさと納税にご協力をいただいているのか。

そして、それらの今回のふるさと納税の総件数はどのぐらいになっているのか。

統計的なデータとして、今お答えできなければ、後日で結構ですので、今後のためにお教えしていただきたいなと思います。

ご存じのように、国の動きとしても、ふるさと納税に係る返礼品の経費率の問題とか、それから、各市町村間の様々な弊害も指摘され、今後どのような形で国が進めるか等々についても、様々な情報が錯綜しているわけです。

そういった中で、やはり中札内村のふるさと納税の在り方、そしてこれが今後どのような形で展開していくのか。

決算ですから、先ほど申し上げましたように、データとしてはどうかということも含めて、ご返答いただければと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 今年度のまず寄附の件数でございますけれども、11万1,332件という寄附件数をいただいております。

返礼品の内訳ですけれども、やはり中札内村は主力の返礼品が豚肉をはじめとする肉ということですので、肉が主に全体の、豚肉、牛肉、ラム肉含めて肉ですけれども、約6割、66.6%と圧倒的な比率になっております。

また、都道府県別ですけれども、やはり首都圏の方々からの比率というのは、ちょっとこれ昨年度の数字ではありませんけれども、2年前、令和2年度の実績ですけれども、三大都

市圏で約57%という寄附者の居住別内訳というふうになっております。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 答弁漏れておりました。

村長の直筆のコメントにつきましては、寄附回数が一定以上の方ですとか、友好都市である川越市、南砺市の方、そういった方々に直筆のコメントを添えて礼状をお送りしているということでございます。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 最後のご質問のところ、指摘を受けている点というのは、報道等が出ている経費率の問題だとかだというふうに思います。

基本的なスタンスはあまり変わりませんが、ただ、経費率を50%以上になれば外れるというのは実際ありますから、当然、寄附金の額自体もそれに合わせて見直していくということが必要ですし、それは寄附額を引き上げることでなく、経費をいかに削減するかということも併せて取り組んでいかなければならないというふうに思います。

また、ふるさと納税の返礼品、今、担当の方からは肉類が割合高いということですが、現実、中札内、えだまめしかり、チーズ製品しかり、産品としてはいっぱいあるわけです。

そういったものをどういうふうに、ふるさと納税の返礼品として出していくかというのは、当然これまでもやっていますけれども、これからも続けていかなければなりませんし、それをいかにPRするかということが、うちの中札内村をPRすることにつながっているのかと、その基本的な方針は変わらないというふうに考えます。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 私、ふるさと納税全般をイメージして、あるいは、実態を見ていく限りにおいて、非常に判断いろいろあると思うのですが、このふるさと納税の関係で、川越中心としていろんな方々が、当然、姉妹提携の関係とかいろいろあると思うんです。

そういった意味で、かなり川越の人たちにはご理解をいただいているのだろうと思います。

そんな中で、リピーターとして、リピーターがどのぐらいいるのか。

それとも、まったく十数万件の中の話の中で、それぞれ新規の方々なのか。

その辺についてはどのように把握されているのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） リピーターにつきましては、やはり10回以上の寄附者ですとか、また20回以上という方もいらっしゃいますので、一度本村に寄附をいただきまして、それで返礼品、また、村長コメントも添えておまして、そういったことに感激しましたということで、リピーターとして何度も本村に寄附をしていただいている方がいらっしゃいます。

その人数につきましては、今ここでは持っていませんけれども、実感としてリピーターの方かなり多いかなというふうに感じております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） ただ、私非常に、件数も膨大になってきていまして、やはり職員さんの皆さまの労力というのは大変なものがあると思うのですよね。

なおかつ、新たな雇用を含めていろいろと体制を組まれていると思うのですが、中札内村として、ふるさと納税が今回13億円近く、前後するのだろうと思いますけれども、か

つての件数、金額等よりははるかに、倍々ゲームになってきているわけですね。

適正な村としての範囲というのはどの辺に置かれているのか。

それともう一つは、そのふるさと納税してくださった方との今後のやり取りというのは、一方通行でこういうものは終わるのでしょうか。

その辺がちょっと気になりますので、お考えをお聞かせしていただければと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 適正な規模につきましては、これは今、返礼品またはふるさと納税を扱っている委託を受ける業者というのがありますので、そういったところを活用しながら、本村だけでやはりできない、件数的にはかなり、職員だけでやっていくのはかなり厳しい件数に、ありがたいことですが、とても多くの寄附件数ですので、そういった委託業者、中間業者、それからふるさと納税の受託を受ける業者とも協力、活用しながら、適正な範囲というのは見つけていかなければいけないというふうに考えております。

また、寄附していただいた方とのつながりですけれども、今年度、令和5年度の事業にはなりますけれども、首都圏に出て行って、寄附者限定ではありませんけれども、中札内ファンミーティングというのを予定しておりますので、そこに、ちょうど首都圏でやるものですから、首都圏の寄附者も参加できる形にはなりますので、広く今募集しているところですので、そういった形でつながりをつくっていければなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 長々と質問するということにはならないと思いますが、それで、最後に、私この件に関して、ふるさと納税に関わる仕事が、役場職員さんの本来の業務ではないと思います。

そういったことで、その辺も十分内部で、今後の向けた体制づくりを行っていただいて、中札内村の村政が疎かにならない、言葉悪いのですが、疎かにならないようにご配慮をいただきたいなと思います。

以上、質問終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 私の知識不足もありますけれども、ちょっと教えてほしいことがあります。ページ数93ページのまちづくり推進費の中の報酬のところ、地方で働き隊員報酬49万2,000円とありますが、この地方で働き隊員ですか、この具体的な内容をちょっと、先ほど説明があったのかもしれませんが、ちょっと自分聞き落したのもありまして、具体的な内容を少し教えていただければと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地方で働き隊員についてお答えいたします。

こちらにつきましては、総務省の地域おこし協力隊インターンという制度を活用しまして、三大都市圏ですとか、政令指定都市に在住する方を対象に、地方自治の仕事を経験してもらいまして、村の仕事、Iターン、Uターンにつなげたいと考えて、昨年度、令和4年度から創設したものでございます。

この制度につきましては、地域おこし協力隊になるものですから、首都圏からの、三大都市圏からの方が対象というところだったのですけれども、本村につきましては、村独自制度としまして、例えば、村出身者なのですけれども、大学で外に出ている方、そういった方も、対象を拡大しまして、含めて募集をしたところでございます。

こちらにつきましては、総務省の制度ということで、制度の枠としては2週間から3ヶ月となっておるのですけれども、本村につきましては、2週間から6ヶ月というふうに、期間を少し延ばしております。

そして、先ほども言ったように、村出身者を含むということで制度を拡大しまして、村出身である主に学生さんなんか、また村に関わっていただけるようにということで、対象を少し広げながら、制度を設けたところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

昨年、教育委員会でお仕事されていた方ですよね。

わかりました。

あの方、そうですね。自分としても身近な方です。

大変ありがたいことですよね。

これは一人だったですけども、何人か募集してきていたのですか。

何人か手を挙げていた方がいたのでしょうか。

その中から一人に絞ったということなのか。

そこら辺もお願いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） この制度につきましては、昨年度創設、村として始めたものですから、6月10日から募集を開始しまして、応募につきましては、この一人採用した方も含めて3件の応募があったのですけれども、2件の方につきましては、こちらとのマッチングといいますか、こちらが求めていることと応募した方が求めていることのちょっとマッチングがうまくいなくて、2件の方につきましては任用にいたらず、1件の方を、昨年度任用させていただいたところでございます。

また、問い合わせにつきましては4件の問い合わせがあり、実際応募には至らなかったケースでもありましたけれども、4件の問い合わせ、応募が3件、うち1名を採用というふうになっております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

大変ありがたいというのか、いい話ですね。

ぜひ、今回体験された方、卒業されたら、ぜひ中札内で働いていただきたいなということを期待しております。

こういったこと、今後もどんどん続けていっていただきたいなというのもありますし、これだけ中札内の魅力があるのだなということもわかりますので、ぜひ、今後とも続けていっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 89ページのコミュニティバス運行管理費のところでお聞きをします。

去年に比べ、今年が日曜試験運行ということで増額されておりますが、日曜試験運行を1年間やってみてどういう状況だったのかなというのがとても気になっております。

あと、乗っている方にアンケートも取っているはずなのですけれども、そのアンケート結果なども教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 昨年度、くるくる号の試験運行ということで、第1日曜日を試験運行日としまして、12回、一月1回ですから12回走らせたわけでございます。

この実績につきましては、年間288人の方に乗っていただきまして、平均24人、1便当たり24人乗っていただいたということになります。

アンケートにつきましては、個別に聞き取り、日曜運行に限って聞き取りとかはしたわけではございませんけれども、一定の需要があると見込んで、今年度も、令和5年度も引き続き日曜日の第1日曜日を試験運行という形で、引き続き継続しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 日曜日は、1便に平均24名ということですか。

平日は除いて、日曜日だけに限定すれば、平均24名の方が乗っていたということですね。

何か小さなお子さまが、日曜日乗るの楽しみだっていう声も聞きまして、日曜日にやるとそうやって小さなお子さまが乗るといって、そういう利点もあるのだなと思ってみているのですが、それと、去年、ちょっと私も質問したのですが、くるくる号がエアポートそらに行くことで路線変更したということですが、そのために、いろいろと弊害が、くるくる号に乗ってた高齢者の方々がまる元に行けなくなったとか、いろんな弊害が起きていたのですけれども、実際にエアポートそらに、今行っていますけれども、そこに利用している方々は、月にすると何名かいらっしやると思いますが、その辺のデータも教えていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） エアポートスパそらに実際に行っている方の、エアポートスパそら限定のデータといいますかは、ちょっと今持ち合わせておりません。

特に統計とかも取っていないということでございます。

エアポートスパそら限定にして何人乗っているかというのは、集計しているわけではございません。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） エアポートスパそらの便をつくったのが令和5年度、今年度に入ってからですので、4年度のデータは当然ありませんし、5年度、今ちょうど運行しているところでございますので、今現在のデータというものは持ち合わせておりません。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 令和5年度から始めた事業だったのですね。

ぜひ、そういう弊害もある方も実際にいますので、令和5年度につきましては、エアポートそらへ行ってどうだったかという検証は本当に必要だと思いますので。

それによってそれが廃止になるのか、まだまだ続ける意味もあるのか。

そこら辺を令和5年度の間にしっかりと精査して、次の翌年には、住民が一番いい時間帯のくるくる号が回りますように、そこは注視していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

意見として。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いします。

ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 何点かお伺いいたします。

73ページの庁舎管理費の中の需用費、燃料費と光熱水費についてなのですが、燃料費については、昨年から見るとちょっと減少しているのですが、光熱水費におきまして

は、前年の数字から見ますと約195万円ほどアップになっているのですね。

この新しい庁舎、確か令和3年の5月ぐらいから使い始めたと思うので、令和3年度分、若干1ヶ月ほど少ないわけですがけれども、それにしても今回、令和4年度分の光熱水費については結構上がっている。

この要因というのはやっぱり電気料の高騰なのか。

どういったことでこれほど上がっているのか。

その辺、もしわかれば教えていただきたいと思います。

それともう1点は、79ページの福利厚生費のストレスチェック委託、10万円ほどございますけれども、これ、教育委員会の方でもやっていますけど、ここで見ているストレスチェック委託というのは、この本庁舎並びに保健センターやらその辺の職員の方皆さん全員入っているものなのかどうなのかというのを、1点お聞きしたいと思います。

あと、そのチェックを受けて、何か問題を抱えているような職員の方がおられるのかどうか。

もしいた場合には何か、以前聞いたときは、上司の管理者の方に報告というようなことも聞いたような気もするのですが、そういった報告があるのかどうか、お聞きします。

それともう1点は、83ページの交通安全・防犯対策費、負担金及び交付金の中の高齢者安全運転サポート補助金、サポカー補助金ですが、これについてちょっとお伺いしますが、これ令和2年から令和4年までの3年間補助を出されまして、令和4年で終了と、3年間で終了ということになっております。

令和4年については、24件の申請があったという、先ほど報告がございました。

トータル3年間で何件の申請があったのかというのをお聞きしたいのと、また、令和4年度終わって令和5年に入って、もしそのサポカーの補助金はないのかというような問合せがないのかどうか。

もし、その辺のことが、問合せがあったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

この3件についてお願いします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 宮部議員の質問にお答えします。

まず一つ、ストレスチェックの関係ですが、基本的に正職員全員に、仕事の状態だとか辛くないかとか、そういったような項目をそれぞれお配りして、回答していただきまして、それを封をして、ほかの人に見られないような形で、その業務委託している会社に分析をお願いしているということです。

強制ではございませんので、実際に治療を受けているだとか、答えたくないという方は、10名以上、ちょっとやりたくないという人も実際はおられます。

それでちょっと心身に不調があるような方については、管理者に連絡するのがありますけれども、あくまで個人が、あと、診療所の先生に産業医になっていただいていますので、そちらの方での相談はできるのだよということではお知らせをしているところでございます。

それから、2点目、サポカー補助金の関係でございます。

2年からの実績ですが、令和2年が36件、3年度が28件、4年度が24件ということで、88件に助成をしております。

それから、5年度に入ってからお問合せないのかというご質問だったかと思うのですが、今のところそのような直接窓口ではお聞きしておりません。

それから、庁舎管理費の関係でございます。

今年度、光熱水費、190万円超えるぐらいの増額になっているということで、まずは電

力量が昨年に比べまして増えているというのがございまして、使っている量ですね、使っている量が、特に12月、1月の寒い時期が、昨年から平均気温や何か、その前の年と比べますと1度から2度程度ちょっと低かったという状況もございまして、そういった影響もあるのかなということでは思っておりました。

190万何がしの金額のうち、分析しますと、まず、電力量は1.2倍ぐらい使ってしまったというのが実態でございます。

これで金額に換算しますと、約190万円のうち120万円程度が電力量が増えたことによる増加分となりまして、残りの80万円程度ですけども、そちらにつきましては単価アップによる増となっております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 庁舎の光熱水費ですけども、使っている電力量が1.2倍ぐらいに増えたということで、その分で120万円ほどアップということではわかりましたけれども、当初、ここの庁舎建てる時に地中熱の導入によって、下手をすると以前の旧庁舎の時よりも安くなるのではないかというような最初試算もあったんですけども、やはりなかなか、今電力量も上がったりしていることもあったり、単価も上がっているということで、なかなかそうはならなかったと思います。

旧庁舎の頃ですと、燃料費と光熱水費合わせても約500万円ぐらいで収まっていたかなというふうに思いますけども、それから見ますと今、電気代も相当上がっていると思うので仕方がない面もあるのかなというふうに思いますし、ある程度地中熱の導入によってCO2の削減にはなっているということもございまして、この庁舎あたりも、夏場でも涼しい状況の中で、こうやって皆さん働けるということで恩恵も受けているわけですけど、どうしてもやっぱり冬場の電力量が増えてしまうということでございます。

確かに地中熱のパイプの中回っているあれが15度ぐらいでしたか。

ですから、夏場に関してはかなりファンを回せばいい程度でかなり涼しい状況が得られるのかなと思いますけども、どうしてもやっぱり冬は少し電気量が多くなってしまふのかなというふうに思います。

それぞれ皆さん努力しながら、少しでも減らそうとされていると思いますし、夏場の温度もある程度、若干高めの設定にはなっていると思いますけれども、また更なる削減ができるようなことがあれば、努力をしていただきたいなというふうに思います。

あと、2点目のストレスチェックですけども、業務委託している会社の方へ送って、そこからの返答で約10名ほどの方がちょっとやっぱりいろいろ問題といたしましうか、いろいろ抱えている方もいるということでもちょっと、かなりいるのだなということで驚いております。

その後はある程度、産業医の医師にお任せをするしかないのかなというふうに思いますけれども。

なるべく、やっぱり良い環境の中で皆さん働いてほしいと思いますので、それぞれ相談、上司の方も相談に乗れる方は乗って、それぞれの負担を減らしながら、良い職場にしていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、サポカーの補助金ですけども、3年間トータルで88件ということでもかなりの申請はあったのだなというふうに思います。

ただ、これ前回、前、予算か何かの時にもお聞きしまして、もうこれは継続しないという答弁はいただいているのですけれども、やっぱりこのうまく3年間の間で、ちょうど入替えがはまったというような方々あたりは、うまくいったという言葉は悪いですけども、そうい

ったタイミングにあたった人はよろしいと思うのですが、やっぱり人間それぞれまた歳も取ってきますし、どうしてもこういう小さな町ですと交通の便があまりよくないということで、どうしてもかなり高齢になっても車に乗られるという方はやっぱりかなり多いというふうに思うのですよね。

今販売されている車というのは、ほとんどこういった自動ブレーキですとか、誤発進ですとか、様々な装置が付いているわけですが、やっぱりその分値段も上がってきていると思います。

今それ以外のものでも値段が上がっていますので、どうしても高く付くと思いますけれども、やっぱりこれ、また再度考え直す気がないのかどうなのか。

国の方は1年か2年ぐらいでサポカーの補助金終わってしまったのですが、やっぱり村独自として、再度、サポカー補助金、考え直す気はないかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（中井康雄君） 先ほどのストレスチェックについて、人数の方でちょっと。

お願いいたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） ストレスチェックの関係、ちょっと人数、説明悪くて申しわけございません。

先ほど、10名超えるぐらいの人数というのは、調査自体を拒む方がいるということですので、その10名超える方が心身不調だとか、治療している方全てではございませんので。

あくまで調査しなかった方は十数名いるということで押さえていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） サポカー補助金の関係です。

もしかしたら過去にも同様の質問、新年度予算の時にあったかなというふうに思います。

ただ、村としては、サポカー補助金を継続するということは基本的には考えていなくて、令和5年度の予算化はしなかったと。

なんでしないのかと。

一つは、サポカー補助金、車の購入補助、購入をするのにその費用の一部を補助しますよというスタンスが主ではなくて、安全運転をするということ、高齢者の方、どうしても車に乗らなければならないわけですから、そのことを理解していただく。

つまり、サポカー安全運転機能ですか、その機能を過大することなく、そういったものが出てきている今の世の中の状態というのは、どういったことなのだというのをよく理解してもらおう。

そのPRに3年間の助成制度をつくって、そのことを理解してもらおうというふうに思ったわけです。

ですから、個人の、詭弁かもしれませんが、お金に色は付いていませんので。

基本的にその購入費用の一部を助成をして、購入してくださいというスタンスでは基本的にはないということがあるので、限定の期間付で、この補助要綱をつくったという流れになってございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） サポカーについては、安全性を理解していただくためのPRということで3年間実施したということで、ある程度理解はいたしました。

それでは、違うことでまた質問させていただきます。

89ページの企画一般経費の負担金補助及び交付金について、ちょっとお伺いいたしま

す。

その中の、先ほど説明あったのですけれども、地方バスの路線維持対策補助金の529万円ですね。

これについてですけれども、ここ何年かちょっと減少してきているのですけれども、先ほどの説明では、コロナの関係で国の補助率がアップしたために、94万円ほど減少してきているという説明がございました。

ピーク時は八百二、三十万円か五十万円ぐらいまで補助金出していたと思いますけれども、ここ何年かで徐々に下がってきているわけですが、これ、今村の方でも高齢者へのバス代の助成等もされておりますけれども、バスの利用、乗車率というのですか、それについてある程度調べられているのかどうなのか。

また、あと広尾線全体でも、この十勝バスに関していろいろ協議をされていると思いますけれども、そういった広尾線全体での乗車率はどうなっているのか。

その辺もしわかれば教えていただきたいと思います。

あと、もう1点が95ページのふるさと納税の委託料なのですけれども、先ほどワンストップ特例申請受付業務について説明がございました。

これも前年から見ますと、かなり、400万円ほど上がっているのですけれども、先ほどの説明でいきますと、12月から2月分までのある程度込み合う時期の委託料、それを委託しているのだということで説明がありました。

昨年聞いたときは、12月から1月分の委託料ということでお聞きしたのですけれども、今年、件数も増えているので、増えるのは当然だと思いますけれども、わずか1ヶ月増えただけでもかなり金額的にぐんと上がっている。

その辺もう少し説明をいただけないかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 地方バス路線維持対策補助金の関係でございませう。

こちらにつきましては、令和3年度と令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症に係る特例措置ということで、あくまで特例で国から十勝バスに入る補助金が特例で増えたということで、その分、自治体負担が減ったということですので、この3年度、4年度はあくまでコロナによる特例というふうになっております。

十勝バス全体の乗車率につきましては、十勝バスの中でも細かく路線ごとに出しているわけではございませんけれども、平均乗車密度という数値がありまして、これにつきましては、令和4年度は3.9人ということで5.0を下回ると、この補助率がカットされていくということで、今、乗車を増やす取組みというのは引き続き、広尾線バス輸送確保対策協議会というのがありますので、ここで乗車率を増やす取組み、それから、その手前の段階で、減便という取組みなどやりながら経費を減らすというところを、経費の減少と乗車率の向上というところで協議を進めているというところです。

ワンストップ特例につきましては、受付業務につきましては、12月から2月ということで昨年度は委託をしてやっております。

件数、金額も増えておりますし、ワンストップ特例、これを使う方もだんだん増えてきておりますので、そういった形で非常に便利な制度で、5自治体までですと年末調整で済むということもありますので、そういった件数が増えたということで、金額も増えるという状況になっております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 十勝バスの乗車率ですけれども、今後減便にもなるというような話も

出ているということで、やっぱり乗車率としてはそんなに上がらないで、減少していつているのかなというような、今話聞いていて思うのですが、そういうふうにとってよろしいのですかね。

5人だかを下回るとどうのこうのというような説明もあったのですが、ちょっとその辺よくわからないのですが、上がってはいなくて、乗車率としては減少しているということで理解をしていいかどうか。

その辺ちょっとお聞きします。

あと、ワンストップにつきましては、使う人が増加したために、この金額が増えたということで、ここについては理解をいたしました。

もう一度バスの乗車率について、もう少しわかりやすいというか、ちょっと理解できる説明をお願いします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私、先ほど出しました5.0という数字は、国、道からの補助金に係る、補助金を算定するときの数値で、これが平均乗車密度と言いますが、この5.0を下回ると補助金がカットされる率が大きくなるということで、これにつきましては補助金の話でございまして、乗車人数につきましては、令和4年度ですと3.9人という数字が出ておりますけれども、細かく何人減少したという数字は今持っておりませんが、減少傾向にあるというのはその通りです。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、2点ほどお伺いいたします。

コミュニティバスについてですが、ずっとコミュニティバスの運行に関しては、いろんな問題とか不満があったり、改善を求めたりということが結構あったのだと思うのですが、特に農村部に関して、かなり使える人が限られていると。

うちの近所にも80過ぎた夫婦がまだいるわけですよ。

そういう人方は、今の路線バスの路線からいうと、乗れない人なのですよ。

こういう人方は、村はどういうふうに考えているのか。

夢という、ここの関係の中で、夢というでは結構そういう人方の予約というかそういう人に対して対応していると思うのですが、120回までですよ。

120回というのは、往復で2回になるわけですよ。

そうすると60回ぐらいでは全然使いが足りない。

そういうふうになるのだけでも、話混乱するかもしれないけど、コミュニティバスの運行と、それから夢という関係の中において、今どういうふうな連携取りながら、どういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） コミュニティバスくるくる号につきましては、どうしてもやはり、1台による定時運行ということがございますので、こちらで今、市街地区、農村部それぞれ1台で走らせております。

こちらにつきましては、利用者の声を拾うというのは、昨年度から引き続き、昨年度はアンケート調査もやっておりますし、今年度の話になりますけれども、バスの中にご意見箱を設けて、この箱にいろんな意見、こういうふうに改善したら乗りやすいのではないかという声も入っておりますので、また、インターネットでも、バスに乗らなくても、ネットでも回答できるようにしております。

そういった声を拾い上げながら、この乗りやすいバスのルートというのは随時見直しながらか進めてきておるところでございます。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 夢というの移送サービスの関係について、少し補足させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、年間120回までということで、回数について、昨年ちょっと情報共有した時の話にはなるのですけれども、あらかたの人は計算をしながら、その回数の中で何とか間に合っているということでしたが、何人かの方は、いろんな用事を計算すると、ぎりぎりか、少し足りないかなという話をされていたので、ちょっと現状については把握していく必要があるかなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） ちょっと夢というの方いくと外れているのかもしれないけども、とにかく、バスに関しては、農村部の人はあいかわらず乗っていない人の方が多みたいなのがするね。

これをやっぱり、今年度からですか、路線改正していろいろなことをやっていると思うのですけども、議会の中で、老人クラブの喜楽会に行ったときに、何とか予約制にしてほしいという話も結構出ていたわけですよ。

その中に、村の答弁としては、予約すると予約が忘れるのが老人みたいな答弁があったわけですよ。

そういうことを村でへっちゃらで答弁するような形で出ているのですけども、これ真剣に考えてほしいのです。

農村部が、これから、自分もこれから77です。

もういずれその時代が来るわけですよ。

特に農村というのは、住み慣れた土地において、そこから離れたくない、何とかここに住みたいという人が結構いるわけですよ。

そういう人方のために、やっぱりもうちょっと考えて何ができないのか。

ちょっと夢というの方に行ってしまうのですけども、コミュニティバスは街の中、それから、夢というは農村とか、予約とか。

そういうふうな考え方もあるわけですよ。

コミュニティバスは予約ができないですよということが、村は最初から言っていますよね。

けども、前にも質問しました。

コミュニティバスに乗りたいのはどうしたらいいのですかといったら、300間離れたところ、600間離れたところ、ここ行かないと乗れないですよ。

それを乗れなかったら、夢というのあれを使ってくださいって言われたというのですよ、村に。

この辺がものすごい矛盾があるような気がして仕方がないのですけども、何とか、今年は新しく、5年度は路線なんかいろいろして、風呂の方も行ったりしてもらっているのだけでも、何とか、その辺農村の人間が、希望によって乗れるような形。

これは今のコミュニティバスの通路からは離れて、絶対運転できませんよという形になっているような気がするのですよ。

その辺を今すぐとは言いませんけど、その辺をやっぱりしっかり改善してもらわないと、これは全然農家に対して何の意味もないところがあるのですよ。

歳取ってから街へ行って住むという人もいるのだろうけども、結構今のお年寄りも、今ここで自分は住んできて、ここでおりたいと。

でもコミュニティバスには乗れないのです。

そういう話が結構聞こえているわけですよ。

今すぐとは言いませんけども、どうですかね、村としてその辺の方をしっかりと考えていくということに対しての考えはありますか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） コミュニティバスを、例えば農村部限定にして、移送サービスを市街地、または逆。

これいろんなことは想定されると思うのです。

ただ、今はエリア限定しているわけではないので、利用者さんがどちらを選択するかという選択にお任せしているみたいなのところがどうしてもあります。

当然、北嶋議員が言われたとおり、コミュニティバスをデマンド化、つまり予約制にする。

その時に、恐らく担当、誰が言ったかちょっとわかりませんが、そういうふうに、北嶋議員のおっしゃられたように。

言ったのかどうかもちょっとわからないですが、予約をすること自体が苦痛だという声は実際に聞いたことがあって、なんでか。

頼んだら、その日、絶対そこにはいなければならない。

約束は守らなければならない。

なかなかその予約をするということが、そのプレッシャーになるということもあるということも聞いたことがあります。

それと、当時だと、移送サービス、夢というの予約についても、確か2日前だったか、事前に予約をしないと。

とすると、その行きたいって思ったときに行けないというのもあると。

それらのことを考えると、コスト的にはできるだけデマンド化をして、その時に必要な家のところまで走って乗って戻る。

こういったタイプが一番いいのでしょうかけれども、さっき言ったご意見の中、それが何割かという問題は、予約制がいいのか、通常今の運行の仕方の方がいいのかという選択になりますけれど、そこまでアンケートでは取っていませんが、どちらにしても、そういったそれぞれの利用者さんの意見を聞きながら、これからはコミュニティバスについては、運行の形態は見直すなりは当然やっていくべきというふうなスタンスは変わりませんので。

今のご意見も参考にしながら、取組んでいくことにはなるかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） また副村長同じようなことがあれしたですけども、予約することが面倒くさいなんていう話はある得ないのですよ。

まず、自分としては言いたいのは、とにかく農村地域も、決められた日程の中で、コミュニティバスに乗れるなら乗って、気楽に街に出て、用を足したり、そういうことをできるようなバスにしてほしいということを行っているわけですから。

今の中で、中札内全体でバス回ると1日がかりぐらいになってしまうのですよ、往復すると。

これじゃあ、遠い人は朝出たら昼まで帰れないのですよ。

そういうことも含めて考えていただかないと。

これは役場の職員なんかみんな元気だからいいですけども、歳取って車が乗れなくなっ

たときに、どう考えるかって。

街に住むときも、田舎暮らしは嫌で街に住む人もいるけども、病院が近くとか、スーパーに近くとあって、そういうこともあるのですが、なかなか農村の人方というのは、街に出るといのはなかなかないわけです。

先ほども言いましたけど。

そういう意味で、そういう温かい気持ちになって村も考えてほしいということをお願いしているわけですよ。

それを予約が面倒くさいなんていう言葉にはならないのですよ。

先ほども言いました。

喜楽会でそういう話を、予約にしてくれという話も出てきました。

どうですかね。

これ、今どうのこうのって言いません。

これは質問だけでは終わらなくて、この結果というものは必ず出してほしいのですよ。

農村部はどういうふうな要望をしているのか。

街の人も、この間言われたら、朝出て行ったら昼まで帰れないなんて、こんなことも聞くわけですよ。

だから、これ1台で間に合わないのかといたら、2台にすれといたら2台にするわけにもいかないと思うので、うまく夢といろとの連携ができるものなら、そういうふうにしていただきたいなということをお願いしているわけですよ。

いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ちょっと補足資料の説明をいたします。

昨年12月に、村内500人を対象に、くるくる号についてのアンケートを取っております。

回答率は43.4%でして、その中で、当然デマンドの希望についても質問項目にあげたのですけれども、その回答者の中ではデマンド希望というのは9%で、現状の定時運行を希望するという方が49%という結果になったということをご報告させていただきます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それは利用している人の回答ですよ。

全老人に出したのですか、それは。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） こちら、無作為抽出によるアンケートで、乗っていない方も当然、乗っている方も含んでおります。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） いずれにしても、自分の言っているのは、個人個人の意見で言っているわけではないです。

いろんな人の話を聞きながら言っているのですね。

そのアンケートもどこまでどうしたのかわからないけども、それも参考にしながら、今後のことに対して、やっぱりいろいろ考えてほしいということをやっているの。

今どうのこうのっていうのではないのかもしれないけども、うまく、自分の考えとしては、夢といろとうまく合わせて、そういう人を集めることに対する対策を考えてほしいというお願いをしているわけですよ。

これ以上何も言うことないですけども、本当に困っている人がたくさんいるということ

をわかっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） これは担当職員の名誉のためにも申し上げます。

優しさが足りないというようにちょっとお話ありましたけども、本村の担当者は、本当にあしげく、いろんな方々の現場に足を運んで声を拾って、できる限り利用しやすいような、そういったコミュニティバスのあり方というのを一生懸命頑張っております。

ただ、何度もこれまで申し上げましたとおり、これだけ広いエリアを走らせるバスで、全ての人に納得いただける路線というのは、これは難しいです。

先ほど、下浦の方からも答弁させていただきましたとおり、無作為抽出でアンケート調査をした結果というのは、やはりこれはしっかり、重みを持って我々が受け止めなければいけない。

実際に、オンデマンド方式の要望は9%しかいないという現状は、この数字が出ている以上は、その要望をないがしろにしてオンデマンドに、今移行するというのはなかなか難しいというふうに思います。

なので、いろんな人で、なかなか納得いただけないという方いるとは、それはいらっしゃると思います。

ただ、その中でも、できる限り頑張って要望に応えられるようなくくる号というのとはどういうものなのか。

それは担当職員は、総務課が担当しておりますけれども、福祉課等もそういった高齢者の足というのはしっかり考えながら頑張っておりますので、全く愛情がない、そういった配慮がないというようなご意見については、ちょっと承服しかねますのでここで申し上げさせていただきます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 我々は、そういう意見を言うてはいけないのですね。

職員が一生懸命頑張っているのだったら。

それは認めますよ、職員一生懸命頑張っているの。

でも、一部でとか少ないかもしれないけど、そういう希望があるということを生懸命お願いしているわけですよ。

村長おかしくないですか。

誰も村の職員冷たいって言っていないですよ。

優しい気持ちで頑張ってくださいって言っているのに。

村長の答弁、そんなところいらないですよ。

何かおかしくないですか。

100%でないという言葉良く出ますけども。

100%はあり得ないということはありませんですよ。

けども、そういう言葉は出ることがおかしいのです。

そのために議論しているわけですから。

役場の職員なんか一生懸命頑張っているの良くわかっていますよ。

けども、農村地域ではそうやって困った人もいるのだから、何とか考えてくださいということを生懸命言ったつもりです。

これ以上言っても仕方がないですけども。

どういう答弁だったかとわかりませんが、1問目終わりますけど。

○議長（中井康雄君） それでは、議長はいろんな考えを述べることはこの場所ではできない

のですけども、やっぱり一つのものに対して、常にそれが最高のベストではないと思うので、もしそれがちょっとでも違う方向に、良い方向に行けるのだったらそっちに向かうということは常に考えながら、物事を進めていかなければならないというふうに思いますので、これからよろしくお願ひしたいと申します。

休憩をしたいと申します。

午後2時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時18分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと申します。

先ほどの続きなのですが、北嶋議員、もう一問あるということでございました。

2番北嶋議員。

それでは、中道総務課長より、先ほどの答弁で若干訂正があるとのことでございます。

○総務課長（中道真也君） 先ほど、宮部議員の方からご質問ありましたストレスチェックの関係でございます。

私、正職員対象に実施している旨お伝えしたのですが、社会保険加入の会計年度任用職員についても対象として実施しておりますので、訂正をさせていただきます。

申しわけございませんでした。

○議長（中井康雄君） 続きまして、下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、福原議員の方からありましたロックアノールの来場者の内訳といいますか、構成ですけれども、先ほども説明したのですけれども、受付でQRコードで読み取って回答してくださいとしておりますので、全員このQRで読み取って回答していただいたわけでは、もちろん回答していない方もいるのですけれども、村民の割合が13.7%となっております。

十勝管内が78.7%、十勝管外が7.6%という形で、一定の数値ですけれども、一定の参考にはなるかなというふうに思っております。

また、船田議員からありましたふるさと納税のリピーターですけれども、こちらについては、楽天というサイトがありまして、ここの統計が取れまして、参考に今傾向を見ますと、比較的寄附が少ない月、要は年末以外の時期を見ますと、全申込のうちの50%がリピーターとなっております。

以上で報告させていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに議会費、総務費について質疑はございませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 先ほど補足の説明ということで回答いただきました。

六花の森のイベントの来場者の内訳ということですね。

数字が出ました。

村内13.7%、村外が78.7%ということですね。

この来場者の出身地といいますか、どこから来ているのかというのは、非常に重要な要素だと思っておりますので、今後もこの把握に努めていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6 番戸水議員。

○6 番（戸水隆君） 庁舎管理費の中で、清掃委託の件です。

令和3年度を見ますと6万7,848円。

そして4年度は38万8,850円と、約5倍に跳ね上がっていますが、桁は少ないのですけども、この5倍ということは、ちょっと疑問に思ったのですが、この庁舎、令和3年の5月から移転されたということなのですが、何か特別な清掃の業務が入ったのかどうか。

そこら辺ちょっと、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 庁舎の清掃の関係でございます。

令和3年度につきましては、庁舎移転後すぐ、1年目ということでしたので、初年度については床清掃のみ、1回やったということでございまして、令和4年度につきましては、床、ガラス、カーペット、年1回ですけども、実施させていただいています。

範囲がちょっと変わったということでご理解いただければと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 95ページのふるさと納税のところでは1点お聞きいたします。

昨年までは返礼品の発送に何ヶ月も遅れての発送ということがあったということで、3月以降の繰越明許費が、昨年ですと、報償費と運搬料あたりで合わすと約1億円ぐらいあったのですが、令和4年度については、かなりそういった待ちがかなり短縮されたのか。

今年でいくと880万円ほどの繰越明許費ということで、かなりそういった返礼品の納品については改善されてきているのかなというふうに思います。

ある程度人気の肉商品あたりも、工場を増築したりしたのかな。

そういったことで、かなりそういった待ち時間も少なくなってきているとは思いますが、今現在のそういった返礼品の納品について、そういった待ちというのがあるのかどうか。

その辺について1点お伺いしたいのと、あと、昨年だったと思いますけど、クレームやら宛先の住所が変わったなどで、送ったものが戻ってきたような返礼品もあったと思います。

その処理の仕方について、ちょっとまずかった点があったと思いますけども、その後の処理方法についてどのようにされているのかというのを、1点お伺いいたします。

それと、ページ数でいくと99ページなのですが、これ戸籍住民費というの、ここで聞いてもよろしいですか。

ページ数からいくと入っているのです。

その中に報償費のところではマイナンバーカードの項目があるものですから、そのマイナンバーカードについて1点お伺いいたします。

令和4年度末でのマイナンバーカードの交付率ですね。

それについて、どのぐらいになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、返礼品の待ち期間でございます。

人気の返礼品、やはり豚肉でございますけれども、こちらにつきましては、現状では、最大でも1ヶ月程度待てば発送できるような状態にはなっているかなと思います。

また、返送された、宛先が届かなくて返送された肉につきましては、一定期間役場で保管した後、廃棄という形を取っております。

そして、廃棄については台帳による管理も行っております。

何月何日に廃棄という形で台帳管理をしております。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、マイナンバーカードの交付率についてお答えいたします。

4年度末の交付率ということでございますが、76.4%でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ふるさと納税の返礼品の戻ってきた分については廃棄処理をされているということで、台帳管理もされているということで、また今後も継続してそういった適正処理をしていただければというふうに思います。

マイナンバーカードですけども、私てっきりもう80%台ぐらいに乗ったのかなというふうに思ったんですけども、まだ76.4%ということで、自分が思っていたよりは少し少なかったんですけども。今いろいろとマイナンバーカードと健康保険証の一本化というようなことで騒がれていますけれども、これ、今まではある程度の方、もう申請して交付されたと思うんですけども、これからまだ持っていない方への対応ですね。

多分、高齢者の方ですとか、もう結構多いのかなというふうには思うんですけども、そういった方々への対応というのはどのように、あと、あと2割ぐらいの方ですか。

そういった方への交付をどのように進めていこうとしているのか。

もし何か考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、先ほどの76.4%、これは年度末の状況でございますが、今現在、8月31日現在なのですが、85.34%まで上がっています。

今、申し込みの手続きサポートですね、令和5年度から役場庁舎も含めてなのですが、郵便局でも申請できるということでやっています。

委託してやっております。

そういったところも含めて、今後PRして、普及率促進に向けて行っていきたいなというふうに、引き続き行っていきたいなというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） あと、高齢者の方あたりで、施設等に入居されているような方というのはどういう状況になっているのか。

施設の方でもある程度、交付についていろいろ協力してやってくれているのか。

そこまでは手が回っていないのか。

その辺の状況はどうなのでしょうかね。

何か聞いていますか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、8月31日現在で85.3%の交付。

言ってみれば、まだ1件1件交付されていない人がいったいどんな人たちがその中に含まれているかということまで、まだ検証できていません。

なぜかという、申請済で交付までの間、タイムロスがどうしても1ヶ月以上ありますので、実際交付になった時にどうかということもあって、ちなみに今、ちょっと申請数でいけば86.98%、8月31日現在、申請済の方が86.98%、それに対して交付されている方が85.3%、大体まだ60ぐらいは交付になっていない人が存在していて、実際、

住民記録の台帳にそれを重ね合わせて、一体誰がまだ交付をしていないのだというところまでは検証できていないのです。

ですから、施設関係の方もいれば、独居の方で外に出られない。

たまたまそのタイミングで入院されていたとか、いろいろなケースが考えられるかなって思います。

最終的にどうするかという話になったら、言ってみれば、郵送によるやり取りすらも無理だということになれば、他町村でやっていた出向くというの、もしかしたらあるかもしれませんし。

ただ1点だけ、健康保険証との統合の問題がどうしてもあって、これが変な話紙ベースの部分はまだ残るみたいな話になると、わざわざそこまでまだ行かなくても良いよねという方も現実的に存在することになると思うので。

その辺少し様子見かなという部分もちょっとあります。

ただ、個人をある程度特定しないと、こちらからアクション起こせないというのも現実なので、その辺の検証はある程度、交付申請数と交付数との差がある程度縮まった時点で、その辺の処理をちょっとやっていって、個別にあたることもちょっと想定しなければならぬのではないかなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 99ページです。

こういう聞き方して失礼かなと思うのですが、償還金利子及び割引料、税過誤納還付金219万6,944円と、それから、税過誤納還付加算金ですか、2,300円とあります。

これについて、私質問していいものかどうかとちょっと悩みましたけれども、監査の方で恐らくいろんな形の中で報告がされ、終わっているのかなと思いますが、ここについて説明を、もしいただけるのであれば、差し支えない程度でご説明を求めたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山本住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（山本一美君） それでは、税過誤納還付金と税過誤納還付加算金について、ご説明いたします。

この税過誤納還付金といいますのは幾つかありまして、まず一つが、法人による中間納税というのが毎年、前年度の半額納めることになっております。

その後、決算月に、今度は確定申告されます。

すると、そのとき1年分の計算して、中間納税納付した額が、決算した税額より多いと還付しなければならないという状況になります。

そのときに還付するのが、この税過誤納還付金であります。

そのとき額が高額になりますと、今度は還付加算金というの計算しなければならなくなりますよね。

そのときに支出するのが、この税過誤納金還付加算金になります。

ほかにも、あとは所得税ですね。

遡って、確定申告される方がたびたびいらっしゃいます。

その方も住民税に全て跳ね返ってきますので、住民税を還付するときに、当年度から還付する場合は、歳入の還付になります。昨年度以前、前年以前の分については、この歳出による税過誤納還付金から支出させていただいておりますので、合計でこのような額になっ

ております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 意味はよくわかりました。

それで、前年度にたくさん納めていただいたから、金額が確定したのでお支払いをいたしましたということで理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

ほかに質疑がなければ、次に進みます。

それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費、106ページから151ページまでの概略説明をお願いいたします。

はじめに、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、3款民生費、4款衛生費のうち、福祉課が担当いたします歳出決算をご説明いたします。

まず、3款民生費について説明いたしますので、106、107ページをお開きください。

ページ上段、民生費の支出済額は、前年度より3,427万円余り減の8億5,343万7,298円となっております。

それでは、前年と比較し、特徴的なものについて申し上げます。

はじめに、107ページ、上段、1項、1目社会福祉総務費ですが、備考欄中段の福祉基金は1億2,129万4,000円余りで、ふるさと納税等による寄附のほか、福祉のためにとして、19件129万円の寄附をいただいております。

107ページ、中列中段、18節負担金補助及び交付金の不用額167万円余りは、備考欄下段の社会福祉協議会補助金、ポロシリ福社会運営助成補助金の精算によるものです。

備考欄下段、ポロシリ福社会運営助成補助金は、前年度より増の2,297万3,616円となっております。

増加の主な要因は、特養でのクラスター発生に伴い、デイサービス事業が休業による収益の減収や、職員の定期昇給、人事異動による人件費の増加、光熱費等の高騰などによるものです。

109ページ、備考欄上段、認知症グループホーム改修事業補助金は、熱中症のリスクを低減し、利用者の生活環境向上を目的として、食堂兼共用スペースにエアコンを設置する費用に対し、費用の3分の1の26万4,000円を村において負担しています。

その下、恵津美ハイツ改修事業補助金88万7,000円は、経年劣化したしらかば棟居室床改修の費用に対し、2分の1の40万円及び施設Wi-Fi環境を整備し、体調不良者のバイタルサイン等の把握による適切な介護の実践のための見守り介護ロボットの導入に対し、北海道の補助金を除いた額の3分の1、48万7,000円を村において負担しています。

その下、19節扶助費の福祉灯油573万8,000円余りの支出は、令和4年度においても燃料販売価格の高騰している情勢により、支給基準上限額の2万円分の灯油購入券または一部共通商品券を289世帯に支給しております。

その下、高齢者生活支援給付金483万6,000円は、物価高騰の影響を受ける非課税世帯のうち、高齢者世帯または障がい者世帯を対象に、1世帯当たり1万2,000円を403世帯に支給しております。

次に、ページ下段からの3目老人福祉費ですが、111ページ、12節委託料、緊急通報システム事業委託は311万6,000円余りと、ほぼ昨年同様の支出となっておりますが、

年度末時点で49個が稼働しており、モバイル型の利用は5台となっております。

その下、移送サービス事業委託は、高齢者の移動の利便性の向上を目的として、令和4年度より、原則2日前の予約を基本としつつも、当日の通院等の利用にも対応できるよう、ドライバーの勤務体制を確保し、稼働が増加したことから、前年度より92万4,000円増の542万5,000円余りを支出しております。

その下、19節、高齢者民間バス交通費は、年度末時点での登録者は289名となり、令和4年度3月請求分までの利用状況は、延べ2,840件で、211万7,000円余りを支出しております。

次に、113ページ、中段からの4目障害者福祉費ですが、備考欄中段、障害者福祉費の支出総額では、前年対比97万4,000円増の1億5,604万円余りとなりました。

備考欄下段、18節、南十勝子ども発達支援センター負担金は、主に人件費の負担の増額により、前年比156万3,000円増の934万7,000円を支出しております。

ページ中段中列、19節扶助費の不用額582万8,000円ほどは、その多くが障がい者に係る介護給付費並びに訓練等給付費の執行残によるものです。

備考欄最下段、19節扶助費総額は122万7,000円減の1億4,079万円余りの決算で終えております。

115ページ、備考欄上段、扶助費の訓練等給付費では、主に就労支援事業所利用日数が増えたことなどにより、前年比681万4,000円増の5,218万6,000円余りとなっております。

なお、22節返還金235万5,000円余りは、国並びに道からの負担金精算によるものです。

少し飛びまして、119ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費ですが、扶助費の減により、前年対比2,532万円余り減の1億6,075万6,000円ほどとなりました。

備考欄下段、12節委託料、総合行政システム改修委託147万1,800円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の対応に係る改修で、全額補助対象経費となっております。

121ページ、備考欄上段、14節工事請負費、児童公園遊具修繕工事407万円は、ときわ野公園の周辺整備工事に係る費用となっており、その下、児童公園遊具撤去工事は、ひばりヶ丘公園築山のトンネル撤去工事に57万2,000円を支出しています。

19節扶助費、子育て世代臨時特別給付金は、物価高騰等に直面する子育て世代への村独自の生活者支援を目的として、18歳未満の児童を養育する全世帯を対象に、延べ児童621人、343世帯へ、児童1人につき5万円、計3,105万円を支給しております。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯に対する給付金として、二人親世帯で住民税非課税世帯などを対象に、児童1人当たり6万円を、19人、12世帯に、計114万円を支給しております。

その下、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による低所得者世帯への給付金として、令和3年度に支給された世帯を除く令和4年度に新たに非課税世帯となった世帯及び家計急変世帯を対象に、1世帯につき10万円を66世帯へ、計660万円を支給しております。

その下、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、物価高騰による負担軽減のため、非課税世帯及び家計急変世帯を対象に、1世帯につき5万円を、503世帯へ、計2,515万円を支給しております。

説明欄下段、子育て援助活動支援事業費は、令和4年度より事業開始したファミリーサポート事業に係る経費で、調整役となる会計年度任用職員の報酬114万3,000円余りのほか、123ページ、備考欄上段、備品購入費として、チャイルドシートや遊具などに9万9,000円ほどを支出しております。

備考欄中段、児童館管理費、14節工事請負費、児童館給油設備改修工事は、地下タンクの法的使用期限により、改修の必要性があったことから、地上タンク設置に切り替えの工事を実施し、364万1,000円を支出しております。

ページ下段、3目中札内保育園費ですが、前年度より524万4,000円余り減の1億6,164万3,000円ほどの決算額となりました。

125ページ、備考欄中段、14節工事請負費、園庭ウッドデッキ改修工事は、ウッドデッキ床下の腐食による床や段差の歪み等の改修に184万8,000円を支出しております。

続いて、4款衛生費のうち、福祉課が所管する課目についてご説明いたします。

少し飛びますが、135ページまでお進みください。

4目健康づくり推進費、保健センター管理費、備考欄上段、修繕料は、2階男性用トイレ水栓センサーの故障、浴槽濾過器の濾過材の交換及び1階和室窓ガラス1枚の劣化による破損で、予備費からの充当合わせ、110万4,000円余りを支出しております。

次に、137ページ、備考欄上段、母子保健事業費、会計年度任用職員報酬236万3,000円余りは、乳幼児健診等の業務のほか、子育て世代包括支援センター業務に携わる助産師、管理栄養士等の報酬として支出をしております。

次に、12節委託料、備考欄下段、産後ケア事業委託は、延べ33名の産婦を対象に実施し、60万円余りを支出しております。

その下、19節扶助費、備考欄下段、特定不妊治療費は、令和4年度から治療費が保険適用に制度改正されたことを機会に、村の助成制度を見直し、内容を拡充して実施をしております。

一般不妊治療1件、特定不妊治療8件の申請に対し、85万1,000円ほどの助成を行っております。

139ページ、備考欄上段、伴走型相談支援事業費は、令和4年度からの新規事業となりますが、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談や必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、初年度は令和4年4月以降に出産された方を対象とし、出産応援給付金、妊娠届け出時で18件、子育て応援給付金は出生届け出後になりますが、34件に、それぞれ5万円を支給するもので、延べ52件、260万円を支出しております。

次に、141ページ、備考欄中段からの七色献立プロジェクトですが、報償費、七色献立ポイント事業景品314万8,000円余りの支出は、健康ポイント事業景品として、前年度より46名増の579名が228万8,500円分の村内商品券を引き替えているほか、293名が76万4,500円分の健康ポイントを中札内小学校へ寄附をしております。

その下、備考欄下段、12節委託料、健康ポイント事業受付等業務委託は、参加者の利便性の向上を目的として、事業の普及啓発やイベントの開催、健康ポイントに係る事業申込等の受付窓口業務を、サツドラ中札内店に委託し、64万9,000円ほどを支出しております。

次に、143ページ、備考欄中段、新型コロナウイルスワクチン接種事業費ですが、令和4年度の決算額は3,136万8,000円余りとなっております。

備考欄下段、12節委託料は、ワクチン接種に係る委託業務のほか、接種券等印刷、封入、封緘業務、健康管理システム等の改修委託等で2,418万5,000円余りを支出しております。

145ページ、備考欄上段、13節ワクチン接種予約システム使用料は、インターネットによるワクチン予約にLINEを活用するための費用として132万円を支出しております。

最後に、予防接種事業費に関する接種状況は、黒ナンバー14番、各会計決算資料の49ページに、成人保健事業費に関するがん検診等の状況は、同じく資料の52ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、福祉課が担当いたします決算の概要について、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） それでは同じく、黒ナンバー11番、決算書により、住民課が所管する予算のうち、特徴的なもののみを抜粋し、説明させていただきます。

まず、3款民生費でございますが、114ページ、115ページまでお戻りください。

1項、6目、19節扶助費、不用額欄下段、345万9,000円ほどは、ひとり親医療費、重度心身障害者医療費、乳幼児等医療費それぞれの扶助費不用額の合計となりますが、当初予算において、過去の実績に基づき積算し、重度心身障害者医療費におきましては、年度途中で補正を行っておりますが、年度によって医療費が前後することから、令和4年度は多くの不用額となっております。

次に、117ページをお開きください。

7目住民総務費、備考欄中段、住民一般経費は、前年度から44万円ほど減額しておりますが、こちらは、結婚新生活支援事業補助金の申請がなかったことにより減額となっております。

次に、132ページまで飛びます。

132ページ、133ページをお開きください。

4款衛生費について説明いたします。

一番最下段になりますが、3目診療所費、備考欄、診療所管理費6,464万円余りは、前年度より6,690万円ほど減額となっておりますが、令和3年度に指定管理として新体制となったことから、医療機器や院内備品類の更新費用を委託費から4,500万円ほど支出しております。

また、令和2年度から2ヶ年に渡り実施いたしました診療所内部改修工事費について、令和3年度に繰越予算として2,183万円程度を支出しているため、減額の主な要因となっております。

なお、135ページ、備考欄中段、17節診療所管理用備品39万6,000円につきましては、除雪機を購入しております。

次に、146、147ページまで飛びます。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、備考欄中段、塵芥し尿処理費につきましては1億5,310万円余りの決算額で、前年度より1億452万円ほどの増額となっておりますが、令和4年度から収集処理業者の変更により、12節委託料、塵芥収集委託が前年度より268万円ほど増額となっております。

その3つ下段、し尿収集処理委託においても、収集処理業者の変更により、これまで個人と業者間でのやり取りから、村が新たに収集窓口として契約を締結し、村の会計を通して支出するため、新たに500万円ほど増額となっております。

その下段、生ごみ処理施設実施設計委託及び生ごみ処理装置製造設置委託と、その下、14節工事請負費の生ごみ処理施設建設工事は、生ごみ処理施設の更新に係る費用として9,800万円ほど支出しております。

なお、し尿収集処理に係る特定財源につきましては、実際に処理した個人や業者からの手数料として387万円ほど収入があり、生ごみ処理施設につきましては、処理装置製造及び施設建設に係る費用を対象に、道補助金、地域づくり総合交付金として3,870万円が特定財源となっております。

次に、備考欄下段、リサイクルセンター運営費1,085万円余りは、前年度より45万円ほど増額しておりますが、資源ごみの運搬方法を変更し、運搬回数が増えたことにより、149ページ、備考欄中段、12節委託料、資源ごみ処理委託費の増額が主な要因となります。

次に、151ページ、備考欄中段、墓地管理費150万円余りは、前年度より104万円ほど増額しておりますが、墓地基線沿いになるヒバの植栽により、12節委託料、墓地植栽委託費97万9,000円を支出しております。

続いて、5款労働費について説明いたします。

同じページ、備考欄下段、失業対策費579万円余りは、前年度より355万円ほど増額しておりますが、村の雇用対策事業参加者の増により、1節報償費が増額となっております。

また、21節補償補填及び賠償金についてですが、令和2年12月に実施しました労働雇用対策事業において、人身事故が発生し、それに係る損害賠償金297万円ほどの支出が主な要因となっております。

以上、簡単ではありますが、住民課所管の決算概要について説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

111ページの移送サービス事業委託のところですが、先ほどの北嶋議員の質問の中にも移送サービスのこと出ていましたけども、それに加えて私もちょっと質問させていただきたいのですが、決算審査概要説明のところで見ますと、登録者124名で、新規22名増えているということで、前年比より92万円の増ということでした。

延べ111回。

当日利用者が40名と書いてありますけども、これ、夢といろの職員の方にも聞いたのです。

なぜ増えたのかなというところですけども、先ほどのくるくる号もそうですし、こういった移送サービスですか。

それぞれのメリットとデメリットがあるなって思っています。

それで、移送サービスがすごく人気、新規22名増えて人気ということで職員も言っております。

どうして増えたのかなというところも聞きましたら、やはり家のドアから必要な行くところのドアまで、ドアトドアというのですか、がとても便利だということと、例えば、重い荷物を、お米を買ったり、それからニコットで肥料などを買った時とても、玄関先まで運んでくれる。

例えば、あと、病院の帰り、病院が思ったより時間がかかってしまって、くるくる号には

もう乗れなかった。

そんな時も電話して、空いていたので乗せてもらったという対応をしてくれました。

そのほかにも、もちろん社協主催のふれあいサロン、麻雀教室、麻雀教室に来る方は、団体さんで4名ぐらい乗って降りています。

それも本当にドアぎりぎりのところまで乗せて、ドライバーさんが車のドアも開けていただき、本当に丁寧にやっているなというのが見えました。

こんなように、移送サービスというのは、住民にとっては融通が利くサービスということでも人気が出てきたのかなって思います。

くるくる号も良いところもありますけど、やはり家の前までは来ないし、荷物は持てない、そういったときには、やはりやっぱり移送サービスを利用してしまうという部分も含めまして、くるくる号は年齢に問わずに乗車できます。

移送サービスは年齢決まっていますけれども。

そんなように、比べますと、利点いろいろありますが、くるくる号もそういったふうに、何か移送サービスの良さなどを検討しながら、くるくる号に戻ったらおかしいですけども、今後改善する必要があるのではないかなっていう現状、今思っております。

それで、そういう意味で、移送サービスのところ、これどういうふうに福祉課は捉えているか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 今の和田議員からご質問に対し、お答えしたいと思います。

この移送サービスの事業委託に関しましては、利用数がかかなり増えたというところで、福祉課としての評価としましては、やはり一番大きな要素としましては、2日前の予約を基本としつつも、当日、車が空いていれば利用が可能だという、そういった利用の拡大、利用のしやすさにつながったというのが、一番実績増加に影響したと思われま。

今まで、2日前というふうに条件を付けていたのは、当日の予約が入った時に対応しきれないのではないかとということで2日前というふうにやっていますが、実際、利用者さんの声も聞きながら、そういった利用者さんの意見を取り入れてやってみたことが成果につながったというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

くるくる号もそういったふうに予約が、当日になってキャンセルする場合があります。

それだったら最初から予約しない方がいいって、先ほど北嶋議員ではないですけど、そういう話にはならないと思います。

予約の良さというのは、今こうやって移送サービスもそういうような形で臨機応変にいろいろ使われているというところがありますので、くるくる号も良いところはどんどん入れて、デマンド方式、今後、議員も10月に南砺市にデマンド交通の視察に行ってきますので、さらに私たちも良い方法を考えていきたいと、これは言うてはだめですね、すみません、失礼しました。

以上、そういうことで終わります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 意見なのですが、これちょっと検討していただきたいなということが一つありまして、民生委員、社会福祉委員ですか。

107ページ、社会福祉員報酬111万8,400円ということなのですが、皆さんご存知のとおり、民生委員の役割というのか、何というのですか、やるべきことというのは、皆さんご存知かと思いますが、自分もこの間まで、短い期間でしたけども、やらせていただいたのですが、大変な役務というのでしょうか、例えば、住民の生活状態なんかを、必要に応じて適切に把握したりだとか、援助を必要とする者が自立した生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じたり、助言その他の援助を行ったりと。

福祉サービスなんかも適切に移動するために必要な情報の提供だとか、そのほかの援助を行うことというの、これ、いろいろあるのですけども、12人のメンバーでそれぞれ持ち分の世帯を、1ヶ月に1回もしくは2回、何回かお邪魔するというのですかね。

どういった状況か、そういったのも把握する作業なのですけども、毎月1回は例会という形で皆さん集まって、それぞれ報告し合うということなののですけれども、これ、民生委員というのは、民生法10条でしたっけ、ボランティアということで無給なものですから、これのほかに中札内の条例で、活動費ということになるのですかね。

年間9万3,200円ぐらいですか、出るのですけども、これ月に換算しますと7,700円ぐらい、8,000円いかないぐらいなののですけども、これはちょっと少ないのかなという気もするのです。

これ条例で決められた価格なので、今すぐ変えるということとはできないのかもしれないのですけども、今後、もしそういった機会があれば、ぜひ検討していただきたいなど。

もうちょっと上げていただいて、民生委員プラス児童委員というのは、村民の生活や健康を守る重要な役割を担っていますから、ぜひ、今後活動費のアップということを検討していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 今、民生委員さんの報酬の関係でご意見があったかと思いません。

実は3月にも同じようなご意見をいただいておまして、本当に重要な役割を担っていただいていますし、本当に毎月訪問に行っていていただいて、会議にも来ていただいて、時間にかかわらず相談もということで、本当に重要な村の中でも大事な役割を担っていただいているという認識はあります。

3月にそのようなご意見もいただいたので、今年度少しほかの町村の状況ですとか、調べてみようというところでは進めております。

ただ、ちょっとすぐ上げられるとか、そこら辺までのお答えはできませんけれども、ほかの町村の状況は確認したいというふうに、今思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました

これ、大変な役割をやらなければならないので、なかなか成り手さんが見つからないというのも現状だと思いますので、そういったことも含めまして、今後検討していただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 149ページの資源ごみ処理委託のところでお聞きいたします。

この決算概要説明では、46万円ほど増ということで、その主な要因は、資源ごみ処理委託の増加というのが、先ほどの説明でもありましたけれども、それでごみの、決算資料にご

みの排出状況を見ますと、令和3年度に比べて、令和3年度は312、令和4年度は294ということで、資源ごみの量は減っているのですが、資源ごみ処理委託は増加になっているということで、それはなぜかということと、それから、資源ごみ処理委託というのは、ちょっとわからないので聞きたいのですけども、くりりんセンターに持っていく方の委託なのかどうかを、委託料なのか、お聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から回答させていただきます。

まず、資源ごみの量が減っているのに、収集運搬に係る費用が多くなっているということですが、先ほどもちらっと話したのですが、回数を、収集回数の増加に伴いまして増えておりますが、今までの処理方法としましては、トラックに積んで、2つ目の回答にも出てくるのですが、リサイクルセンターからくりりんセンターといいますか、ウィングリン、処理業者、処理する中間処理施設に運ぶ際の運搬費なのですが、そちらのトラックに積んでいるごみの量を、安全面を考慮して減らしているということでございます。

具体的に言いますと、フレコンパックを今まで20個積んでいたのを14個に減らしているということでございます。

安全面に配慮して、そういった輸送をしているということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） ごみの量を減らして、安全面を配慮するためにごみの量を減らして運搬しているということですね。

収集回数の増加というのは、資源ごみは月に1回でしか収集回数しませんよね。

そちらの方の収集回数ではなくて、リサイクルセンターに来た、日曜日または水曜日の収集回数、何の収集回数の増加でしょうか。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 毎月資源ごみ、ごみステーションに置いてあるやつ収集するというのが、まず1回あります。

それがまず、週に2回、水曜日と日曜日、リサイクルセンターで皆さんに持ってきていただいたごみを集めます、まず。

それプラス、先ほど言った資源ごみ、ごみステーションに置かれている月1回収集するやつ、合わせてリサイクルセンターに持ってきます。

リサイクルセンターから、先ほど言いましたようにウィングリンという処理施設に運ぶための運搬費がこの資源ごみの運搬というふうになってございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

週1回でそれをやっているということですね。

日曜日、水曜日。

週1回、ウィングリンに運んでいるということでしょうか。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 週1回というわけではなくて、回数で行っておりまして、資料は特に付けてはいませんが、令和4年でいきますと223回の資源ごみを運んでいます。

リサイクルセンターからウィングリンに。

令和3年度におきましては、177回運搬しております。

その差ということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

その辺知らなかったの、ちょっと参考になりました。

それで、今回私が言いたいことは、そこもそうだったのですけれども、月に1回の資源ごみの回収のことなのですけど、これ数年前にも何か質問したことあると、議員の中から聞いたのですけども、住民の声だったのですね、月に1回のごみ収集はとても不便だと。

今、資源ごみがどんどんリサイクルということで増えてきています。

それで、私8月の末の資源ごみ収集日にどのぐらいの量を、各行政区が出しているのかなと思って周って見ていましたら、本当にごみステーションは山積みになりましたね。

行政区によって様々でしたけど、ほぼ、本当にあの中に入りきらなくて外に新聞紙とかも、缶、たくさん置いてあるのが現状でした。

それで、住民の中では、月に1回は本当に少ないという意見が出ていて、特に何が困るのかというと、リサイクルに持っていきたくても、私たち車ある人は持っていけるのですけれども、持っていけない高齢者、車をもう免許返納し、車がない方。

そういった方が本当に行けない。

結局、家で燃えるごみ、または燃えないごみの袋に入れているというのが現状だということもお聞きしました。

そうすることによって、本当は資源ごみになるものを燃やしているということになりますので、ちょっとそこは、やっぱり回数増やして、高齢者だけではなくて、やっぱり日曜日も持っていけないという若いお母さんがいるということもわかったのですね。

日曜日は主人が仕事なのだ、子どもは小さいのでなかなか持っていけないという現状もお聞きしました。

それで、十勝管内でどんな状況なのかなと思って調べましたら、やっぱり月1回というのは中札内だけだったような気がします。

隣の更別村は月2回でしたけど、ほとんど週に1回とかやっているのが現状です。

その辺の改善点にはならないのかどうかはお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ごみステーションでの資源ごみの収集回数を増やしてはどうかということだと思うのですが、もともと他町村との比較をやってみたというお話もちよっとありましたけれど、現実的にうちの村にあるようなリサイクルセンター、これ中間処理施設、処理はしていないのですけど、収集施設なのですけど。

これを設けているのは、十勝管内でうちと確か豊頃だったか、町村名、今出してしまいましたけど。

確か2つぐらいしかなかったはずですよ。

うちは一度そこで集めて、分別もされて、その状態のものをウイックリンに運び込んでいます。

ですから、中の分別はわりかしうまくいっているのです。

そうではないところは、収集、各個別のステーションに集められたやつがそのままウイックリンに運ばれる。

中間施設はありませんから。

そのまま運ばれると。

分別が悪いやつについては当然弾かれると。

ですから、うちと同じような処理方法をやっているのは、十勝管内では、私の記憶では私

とあと1箇所ぐらいというふうに記憶しています。

ですから、もともとその収集の形態が違うというのが一つ。

なぜリサイクルセンターがあるかというのと、資源ごみなりを分別しようとした時に、ごみステーションでやるということにすると、中間の施設なくてもいいのです。

他町村と同じように直送すれば。

でも、それぞれの方がきちんと分別をやって、自分たちでやって、それを集める施設をつくっておけば、それだけ分別がきれいに進むだろう。

ただ、そうなってくると、高齢者の方は運んでいけないと。

だからそういう方々のために、ごみステーションでの収集は、基本的に受けましょうと。

ただし月1回なのですけど。

一般の方は、車もありますし、今、日曜の話はされましたけど、日曜だけではない、水曜日も受けているわけです。リサイクルセンターで。

そういった方はそれを利用していただいて、持ってきていただければ、それが、言ってみればリサイクルの運動にもつながるし、意識付けにもなると。

そこに運べない方は、ごみステーションで受けることができますよと。

恐らく、ごみステーションに出されている方の中で、実際には、本当だったら運んで行けるのだけれども、もしかしたらごみステーションの方に、資源ごみの日だからといって出してしまっている方もいるのかもしれない。

そのこの捉えがちょっと違うかなというふうに思います。

リサイクルセンターまで運ぶことができない方のために、月1回のごみステーションでの収集を実施するようになった。

それ以外の方については、直接リサイクルセンターに持ってきていただければ、受け入れています。

そういう方式なものですから、単純にごみステーションでの資源ごみの排出回数を増やすということになると、では、リサイクルセンターでの受け入れ少し減らしますかみたいな話にも、もしかしたらならざるを得ないかもしれない。

それ限定的ではないですけど。

そういう状況があるということから、今の段階で、ごみステーションでの資源ごみの受け入れ回数を単純に増やすというところには至っていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そうですね、リサイクルセンターがあるということで、あそこではかなりきれいに分けないと、就労センターで働いている方々にも怒られるという、怒られるといったら変ですけれども、やっぱりそういう目がありますから、きちっと、本当に中札内、そういう面では意識が高いなと思いますけれども、実際に日曜日は本当にそういう意味で車がすごい行っているのはわかっています。

自分もそうですけれども。

でも、月にもう1回増やすことで、どれだけ平日に資源ごみをごみステーションに持っていったいいのだというだけで、とてもやっぱり楽というか、住民サービスになりますし、この資源ごみって燃えるごみより多いのですよね。

主婦の方々ならよくわかると思いますけども、本当にたくさん出る。

下手したら週に1回ずつ、リサイクルセンターに持っていかなければならないほど。

保管する場所がない方なんかは本当に、家の中に置いてしまったりっていう時に、こういったサービスがあったらいいなってすごく思いますし、先ほどの高齢者の方が、もう本当に

黄色い袋に結構入れていたりしています。

これはプラだになって思うようなものも、資源になるなっていうようなものも入れているのを見たこともありますので、ぜひ、やっぱり住民サービスのことを考えますと、月あと一度増やすというのは大事かなって思いますが、どうでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） もう少しごみステーションの実態は調査してみなければならぬかなというふうには思います。

今、私が説明したこと、うちの村が取り組んでいる資源ごみの処理の方法。

これをもっと理解してもらわなければならない。

なぜ、リサイクルセンターを設置しているのか。

結果として、ごみステーションでの資源ごみの収集は、なぜ月1回しかないのか。

単純に1回増やすことは、お金だけの話になりますけれど、リサイクルセンター自体のあり方というのも当然そこで論議出てこなければ。

それぞれが行政も住民も協働のまちづくりをする、負担を強いるという意味ではないのですけれど、協働で行うものの協働の中に、今の資源ごみの分別の方法。

やっぱりその一つなのではないかなって、自分たちでできることはやろう。

全てが行政にお願いをする、依頼をする、そういうことではなくてもできることはやろうと。

もう少し、ステーションのあり方も含めて、状況は確認はしてみたいと思いますけれども、基本的なスタンスは、先ほど私が説明したところに起因しているということだけはお組みをいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 副村長の言うことは理解できました。

そうですね、リサイクルセンターのあり方というところで、もう一度、そういった内容を広報で一度そういうふうに、協働のまちづくりということもありますから、住民がそれぞれ意識、ごみに対する意識を深めるためにも、今一度、リサイクルセンター、それから資源ごみの関連することを広報に載せて周知するというか、資源ごみを増やすという、自分たちで運べるうちは運ぶ、月に1回だけれども、溜めていけない方は、できるだけ溜めてごみステーションに出すという意識付けを、啓発活動も必要かなって、今思っております。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは、休憩をしたいと思います。

3時45分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時44分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、民生費、衛生費、労働費についての質疑を続けたいと思います。

質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 133ページの有害鳥獣対策についてですけれども、以前にもこの問

題に対してはいろいろ質問してきましたけども、多分、近隣町村で更別だったと思いますけども、エキノコックス対策ということで、多分近隣町村とのいろんなことを考えながらやってくれるということも新聞で見たような気がするのですよね。

それで、以前からも言うておりますけども、シカとかキツネとかクマとかっているいろいろあります。

今これからアライグマに関して、これどうにもならない状況が起きていると思うのですよ。

鹿追とか音更、新得は、もうアライグマは車庫の中において当たり前みたいのところになっているのですが、中札内でまだあまり現れていないようですけども、やっぱりこういうものは、近隣町村との連携でやっていただかなかつたら、うちの近くにはよくキツネが出ますけども、更別のキツネなのですね、あの方々から来るというのは。

隣の町村がやってくれなかつたら、中札内だけでやったって、エキノコックスのあの糞の中に、菌は大分減ってきたという話もありますけども、やっぱり有害鳥獣に関しては、やっぱりいろいろ近隣町村の中で話し合っただけではいけないし、今、川西の方からは、シカが出たり、アライグマが来るのは日高山脈の方なのですよ。

そんなことで、シカ対策に対しても、冬、シカがどこにいるのかというそういうものを、中札内、更別、大樹だとかってそういうものの合同でいろんな対策を考えていかないと。

シカに関してはどんどん増えていくと思うのですよ。

そういうことで、何とか近隣町村、更別がやっと思ってくれたみたいですが、近隣町村においての、そういう有害鳥獣に対しての対策というのは、何とか村も呼び掛けて、近隣町村とやっていただきたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） まず、エキノコックスですね、更別村でも薬の駆虫薬散布を始めたということは、こちらの方でも把握しております、今後、連携しながら、撒く時期ですとか話していきたいなというふうには考えているところでございます。

また、シカ対策についても、6月の一般質問でもありましたように、今、大学の方にもGPSの関係ですとか、近隣含めて市町村でできるのかというのをお話していますので、そちらの方も、報告待ちではあるのですが、そういったことも話しています。

全体的な鳥獣の呼び掛けといいますか、近隣町村の呼び掛けですが、そちらの方も、状況把握等含めて確認していきたいなというふうには考えています。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） ぜひ、呼び掛けていただきたいのと、特にシカが出るのは、大体防風林の中の下草を刈っておらんとところに必ず出ているはずなのですよ。

これはうちの美しい村連合ということに関しては、防風林はかなり力を入れて、美しい村の中での防風林ですよということを言っているのですが、やはりそういうところの周りの草を刈ってやったり、そういう環境整備をしていかないと、シカは、自分のことを言えばなのですけども、十数年毎日、毎年同じかどうかわからないけども、1頭のシカが来ると。

そこには必ず防風林の下草を刈っていないと。

そういうところにシカが出ます。

そんなことで、美しい村連合と絡むのですけども、やはりそういうものの防風林を整備しながら下草を刈る、大変な面積ですけども、何とかその辺を行っていただきたいと、そういうふうには思いますけどいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今ご意見としてありました下草ですね。

ただ、そのご意見の中にも、あれだけの面積がというふうにご理解はいただいていると思います。

ただ、やれるところはやっているとしか言いようがありませんけれど、冬期間の雇用対策の保安林内の雑木、そういったところで、できるだけ逃げ込むところが少なくした方がいいというのは、これシカだけではなくて、変な話、ごみの不法投棄にも言える話なので、そういった取組みというのは、村がやるのもまずありますけれど、できれば、その多面的だとか、そういったところの取組みでできたりなんかしないかなというのも、皆さんの協力で、そういったところもちょっと考えてみても一ついいのかな。

なんでかと言いますと、ある行政区では、保安林に入らないように外に電牧を巻くではなくて、保安林自体を囲んでしまうという手法をやってみようということで、確かこれも多面的な取組みの中でやられたというふうに聞いていますし、その効果、一定程度あるのであれば、そういった取組みもあるのかもしれないし。

これまでは、畑を電牧で囲むという形から、保安林を囲んで、そこに入らないように、出れないようにみたいなどころがあるのでしょうか。

そういった取組みもやられているということもありますから、一つ検討の余地はあるかなと。

ただ、各町村の連携という部分でいけば、中札内であれば連携できるのは、隣接しているのは、帯広、大樹、更別、芽室ですけど、結果的に、その隣はということになると、その規模がどんどん当然大きくなるわけです。

うちとはつながっていないけど、その町村の場合がまた隣で。

こうなってくると、やはりシカ対策についてもクマについてもアライグマについても、その対策を練っているのは、基本的には北海道。

それが振興局。

そういった形でやっていますから、当然そういう対策を道としてもやっぱり取組んでほしいということは、うちの村からも一つの要請事項としてはあるべきかなというふうに思っています。

当然、連携は必要ですし、町村会関係なく動物はやってきたり出て行ったりしますので。

そういったところは十分、道に対しても言っていきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今、北海道の話出ましたけども、これ、シカでも何でも、中札内で捕ったものに対しての中札内の補助金を出すという形なのだけども、これを北海道全体で考えて、どこでシカ捕っても助成金みたいの当たるといって、何かそういう提案をしていってやっていかないと、やっぱりこれ、ほかの町村で聞くと、違うところ行って捕ったものもここで捕ったことにしているよなんていう話も聞いたことあるので。

そんなことでなくて、やっぱりシカなりクマなりどこで捕っても、やっぱり道からの補助金の中でやれるような形、中札内だけで言っても仕方がないのだけど、本来はそうであらなくてはいけないような気がするのです。

これはあくまでも自分の考えなんですけども、やっぱり足の付いているものと羽の付いているものはどこに行くかわからないので。

そういう中においては、北海道全体として考えるような形の中で提案をしていっていただきたいなと思いますけども、いかがなものでしょう。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○**住民課課長補佐（平山直人君）** 今、道の要望の関係で、補助金の話されたかと思うのですが、現在、道の補助もあります。

実際、駆除した場合に、道の補助も上乘せといいますか、中札内の補助と、プラス道の補助もごございます。

それぞれのヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、ドバト、アライグマの駆除に対する補助金はごございますので、そちらの方も、駆除した方には支払いしております。

○**議長（中井康雄君）** ほかに質疑はごございますか。

1番船田議員。

○**1番（船田幸一君）** 111ページの高齢者民間バス交通費の関係で、金額的には211万7,000円ということで、先ほどのお話の中では、確か2,840件というお話だったと思うのですね。

それが実際申請登録されている方というのは、何名の村民の方がいらっしゃるのかと。

この事業に対して、中札内村においてどのような効果が表れているのか。

その辺をお聞かせ願いたいのと、もう1点、151ページ、墓地管理の関係ですけれども。墓地の近辺を通るたびに、最近、墓地がかなり空いてきているなというような印象を受けました。

それで、昨年度において、墓じまいをされた方々がどのぐらいいらっしゃるのか。

今現在、どのぐらい墓地の利用が、利用率になっているのか。

その辺含めて、今後に向けても参考になると思いますので、私どもの議論もやっぱり必要になるのではないかなと思います。

そういったことを踏まえますと、やはり状況を確認させていただきたいなと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○**議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

○**副村長（山崎恵司君）** 墓地の関係、利用率、4年度の決算ベースということなのでしょうけれども、決算の議会なので。

その数字、ちょっと掴まえるのにお時間をいただきたいというふうに思います。

○**議長（中井康雄君）** 澤田福祉課課長補佐。

○**福祉課課長補佐（澤田有希君）** 船田議員からの民間バス運賃助成事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

1点目は、登録人数につきましてですけれども、令和5年3月末時点で289名の登録人数となっております。

こちらの事業の効果につきましてですけれども、定期的な外出につながっているのですとか、あと、帯広までの通院のための交通費の負担が少なくなって助かるといったような声をいただいております。

○**議長（中井康雄君）** 1番船田議員。

○**1番（船田幸一君）** ありがとうございます。

この件数だけ見ますと、365で割ると、かなりの数字になると思います、1日当たり。

そういった意味で、本当にこれだけ利用しているのかなという思いがありまして、ちょっと確認をさせていただきたかったものですから、お許しをいただきたいなと。

それで、これからも見通しとしては、これはもうすでにスタートしているものですから、昨年と今現在と比較して、どのぐらいの変化があるのか。

その辺は把握されているのでしょうか。

もし把握されていなければ、ご答弁はいらないと私は思いますので。
できれば、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 利用についての前年度との比較につきましては、利用率はほぼ同じぐらいの割合となっております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） わかりました。

どうもありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 3点ほどお伺いいたします。

111ページの生活支援事業のところの緊急通報システム事業、それと生活支援ハウス運営事業、それから移送サービスについて、ちょっとお伺いいたします。

緊急通報システムですけれども、先ほどの課長の説明の中では、49個が稼働していて、昨年同様の数字だということで、最近モバイル型の利用が入ってきているのですが、昨年、確か4台って聞いていまして、令和4年度5台になったということで1台増えたのかなというふうには思うのですが、自分としては、このモバイル型を利用させていただいた方が何か便利なような気がするのですが、なかなかこれが伸びていかないというのが、どうい、高齢者の方が多からなかなかモバイル型に飛びついてくれないのか。

その辺、どういうことで増えていかないのかということをお聞きます。

次に、生活支援ハウスいちげ荘ですね。

ここ、9室あって、令和4年の段階で7名が入居しているということで、2室が空き室になっていると。

募集はしているけれども、問合せもあるけれども、入居にまでは至っていないというような説明でございました。

なぜこの入居まで至らないのか。

その辺、入居しようとしている人の条件が合わないのか、それともこちらの施設側との条件が合わないのか。

その辺もう少し説明をいただければなというふうに思います。

次に、移送サービス事業ですけれども、先ほどから何名かの方が質問されていましたが、夢といろさんあたりで使っている車については、村の方で購入しているということで、さっきお話を聞いたのですが、最近入れ替えた車があると思うのですが、自分の家でもちょっと母親がよく利用させてもらっているのですが、以前の車は、確かどこかボタン一つ押せば車高が下がる車だったので、

最近買った新しい車は、それが付いていなくて、ドライバーの方がいちいち降りてきて、台を設置して上がっていくような感じなのです。

なぜ今の時代、あの前のようなボタン一つで車高が下がるような車を導入できなかったのかなって、ちょっと自分は首をかしげているのですが、その辺もしわかれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） では、1点目の緊急通報システムの点についてお答えしたいと思います。

こちらの方は固定電話をお持ちでない方がモバイル型の通報機器を持つということにな

っておりますけれども、現在の端末なのですが、ボタン式ではなくスワイプするような操作がありまして、それがなかなか高齢者にとっては苦手だということで、固定電話とどちらか選択できるのですけれども、やはり固定電話の方を選ぶ方が多くなっております。

2点目のいちげ荘の入居につながらない理由についてですけれども、お問合せあった方、2件ほどいらっしゃるのですけれども、すでに帯広の施設に入居されていて、当初はいちげ荘の方も検討したそうなのですけれども、現在の施設そのまま入居したいというご本人、ご家族のご要望で入居には至らなかったというふうに聞いております。

それから、そのほかは書類ですね、申請するときに幾つか書類を揃えることが必要になってくるのですけれども、そちらを揃えるまでに少し時間がかかるということで、申請まで少し時間がほしいというふうに、お話をいただいている方がいらっしゃいます。

そういった理由で、すぐに入居につながらないという状況になっております。

3点目の移送サービスの車についてですけれども、前回、トヨタのシエンタという車が移送サービスの車両になっておりました。

こちらの車の方が、2009年に購入したもので、12万キロメートルを超えたということで、車検の満了日を迎えるまでに、同じ車種を購入することになっておりましたが、その同じ車が予定の入荷日に入らないということになりまして、そこでトヨタ様から違うホンダのフリードという車の方に変更することになりました。

同じように車椅子使用ではあるのですけれども、そのボタン一つで車高が昇降するというものが付いていなくて、その代わりに、違った面で乗り降りしやすいというような要件もあったものですから、そちらの車種に替えて、移送サービスを行っているという状況です。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 緊急通報システムについては、なかなかやっぱりちょっと、年配の方もいて、使い方が難しいとか、慣れていないとなかなか使えないということで、固定型の方がいるのかなということ、ある程度理解はいたしました。

ただ、もし使えるのであれば、やっぱりモバイル型の方が、いざというとき便利ではないのかなというふうに思いますので、もし、もう少し使えるような方がいれば、増やしていった方がよろしいのではないかなというふうに思います。

あと、いちげ荘さんの方ですけれども、一人は帯広の方の施設に入って、あと、今書類整備に時間がかかるということで、できれば早く満室になっていただければなというふうに思いますので、募集はしていると思いますので、早めに埋まるような形を取っていただければなというふうに思います。

あと、移送サービスの車につきましては、トヨタさんの方が、ちょっと納車に時間がかかるということで、違うメーカーになったということで、ボタン一つで車高が下がるものは付いていないけれども、それ以外に何か便利な装置があるということで、ちょっと自分にはわかりませんが、ただやっぱり、今、高齢の方がかなり利用されて、足の悪い方々もいて、やっぱり以前あったボタン一つで車高が下がるというのは、かなり乗り降りは楽だったのではないかなと思いますし、ドライバーの負担もかなり違ってくると思いますので。

もう入れてしまいましたので仕方がないですけども、今後についてはやっぱりそういった車の方がよろしいのではないかなというふうに思います。

あともう1点、ちょっとお伺いいたします。

145ページの成人保健事業についてですけども、特定検診についてですけども、特定検診の受診率がここ数年徐々に上がってきているというふうに思います。

令和4年度の4月1日時点で48.7%ということで、多分、11月か12月ぐらいの数

字が出てくれば、本当に50%に近付いてくるのだらうなというふうに思います。

そこでやっぱり、以前から担当の方々に、かなり努力をされて、こういった数字が徐々に上がってきているのではないかなと思いますけれども、以前、電話勧誘ですとか、様々なご努力をされていると思いますけれども、こういった数字が上がってきている要因として、どのようなことがほかに考えられるのか。

もし何かその辺の努力の結果があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 宮部議員のご質問にお答えします。

特定検診受診率は、令和3年度、法定報告では46.4%となっておりまして、現在の暫定時では48.7%となっております。

議員のおっしゃるとおり、恐らく数値が確定するときは50%近くになることを想定しております。

これの要因としましては、一時期は新型コロナウイルスの感染症の流行によって、受診率は低迷していましたが、個別の受診勧奨で、過去に受診された方を中心に、未受診者の方202名の方のうち181名の方に、保健師による訪問や電話にて受診勧奨を行っております。

また、中札内村立診療所と連携した特定検診の促しや、検診データの受領を行っております。

住民課と連携した取組みとして、効果的な資料の作成を外部委託しまして、中札内村立診療所通院者向けの情報提供書を作成し郵送しております。

このことから、村立診療所に雇っている方の治療中のデータを、データ受領という形でいただいて、そのことが受診率の向上につながっていると考えられます。

16名の方からデータを受領しております。

それ以外に、保健師等による受診勧奨において、10月に訪問や電話等を集中的に行いですが、11月の厚生病院の巡回ドッグの枠では入りきらないというのがありましたので、対がん協会の検診を1日設けまして、受診勧奨によって受診する方の受け皿をそこで設けております。

それ以外に、タニタ監修メニューの食事券の提供ですとか、村内体育施設の減免を教育委員会と連携しまして、100回掛ける10回分を減免するなどのインセンティブの付与も行っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今お聞きしていますと、やっぱりかなり担当課の方でご努力をされているのだなというふうに思います。

受診されていない方あたりに電話で勧誘したり、様々な努力が見られるというふうに思います。

私も2ヶ月に1回ぐらいちょっと診療所の方に薬をもらいに行ったりするのですが、やっぱり高石先生あたりからいろんな問診を受けて、住民検診受けていますかとか、やっぱりいろいろお声掛けをしていただけるのですよね。

やっぱりそういったこともありますので、今後も病院と連携しながら、医師と連携しながら、徐々にこの特定検診あたりももっと受けていただけるように。

やはり早期発見というのも大変重要だと思いますので、今後も電話勧誘なり、また、医師との連携強めながら、受診率を上げていっていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） それでは、先ほどの船田議員からの質問に答えさせていただきたい

と思います。

平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 私の方から、先ほどの船田議員からのご質問にお答えさせていただきますと思います。

令和4年度の返還者の数ということでよろしかったでしょうか。

それにつきましては、11人となっております。

続きまして、空いている墓の率ということでよろしかったですか。

現在、率としましては18.9%が空いている。

返還含めて空いているということでございます。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） お時間取らせて申しわけございません。

それで、現在もいろいろと墓地の利用については、社会情勢の観点から考えてみますと、やはりお墓を持たない方がかなり増えてきている。あるいは共同墓地ということもありますし、あるいは納骨堂に移棺するというような形で、かなり社会的にいろいろ問題抱えていると思います。

そんな中で、本村においては、墓地の利用率向上のために、あるいは、別な形で、墓地との納骨堂なり共同墓地なり、そういう関係の中で、どのように捉えて、私ども対応したらいいのかということがちょっと不安になってきました。

それはどういうことかということ、以前は、墓地が足りないとかいろんなことがあって、様々な問題が議論されたと思います。

しかし、人口減少と様々な社会要因の関係の中から見ると、村としてこのまま流れの中で過ごしていったのかという部分がありますので、今後に向けて、様々な角度から議論をしていただきたいなと思います。

今日は決算の監査の関係ですから、先のことについてとやかく私も申し上げる必要はないかと思いますが、その辺も考慮していただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしてよろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 鳥獣駆除の関係です。

先ほどの北嶋議員のことに付随するのですが、猟友会でヒグマ10頭、エゾシカ249頭、キツネ云々、いろいろたくさんのお害獣を駆除していただいているのですが、最近報道で皆さんご存知かと思いますが、根室の方で、OSO16だか18でしたっけ、5、60頭の牛を食べてしまったというのか、被害に遭わせたということで大変な問題になっていましたが、それ、駆除されたのですが、駆除したらしたで、全国から苦情というのかクレームというのか、なぜ駆除したのだというような、そういったことが殺到しているという報道でこの間見たのですが、ここ中札内においては、当然そういうことはないかと思うのですが、まずそれをお聞きしたいのと、もし万が一そういうようなクレーム、苦情というものが入った時の対応なんかも考えているのか。

それと、今、こういう駆除に関しては、私もこういうところに出るようになってから、いろんな議員さんから、そういった害獣のことが大変重要視されているのですが、猟友会の会員、今現在、増えているのか減少しているのか。

そういった害獣に対策するためには、どんどん増えていただきたいと思うのですが

も、何かそういうハンターの増えるような対策を、何か検討されているのか。

そのことをお聞きしたいと思います。

それともう1点、ちょっと変わりますけども、在宅医療・介護連携推進事業ということで、令和4年度から新規事業で、更別の診療所と、医療と介護の相談窓口ということで、コーディネーターを配置して、村診療所及び村外の医療機関との入退院支援、在宅介護の相談等に対応しているということなのですが、これに374万円の経費がかかっているということ、実際何件ぐらいの相談があったのか。

これは本人、そしてまた、そのご家族の方々にはしてみたら、大変ありがたい事業だと思うのですが、この投資した金額に見合った利用がされているのか。

そこら辺をわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） まず、鳥獣の関係でございますが、OSO18ですか。クレームですね。

中札内村では、特にそういったクレームは、今のところはございません。

ただ、クレームの今後対策ですが、そういったことも、その都度対応はしているのですが、特にそういったマニュアルですとか、特にはございませんが、その都度対応しているという形でございます。

また、ハンターの数でございますが、実際増えているのかということでございますが、横ばいです。

昨年と比べて、2名新規で入ったのですが、2名辞めておりますので横ばいでございます。

ハンターについても高齢化というのも、今現在進んでおりますので、もともと鉄砲撃っていた人が鉄砲返したとか、そういう方もいらっしゃいますので、ちょっと高齢化というのも近年では問題ありますが、近年、女性の方でも、ちょっと猟友会に入りたいのだという報告もいただいていたたり、農協職員とかでも、鉄砲の免許を取りたいですとか、そういった方もいるにはいます。

今現在、補助金を交付しておりますが、そちら、基本的には農家さんの駆除対策のための狩猟免許取得に対する補助でございますので、ちょっと農家さん以外の方については、補助対象とはなりません。そういった、例えば、農家さん以外の方でも補助というのをもらえるような仕組みというのをちょっと研究、ほかの町村とかも見ながら研究はしてみたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 先ほどの在宅医療・介護連携推進事業についてですけれども、コーディネーターの実績としまして、実人数57人に対し、延べ171回の相談対応を行っていただいております。

そのほか、主に退院支援になりますけれども、個別ケース対応ということで、16名の方に対応していただいております。

また、今年2年目に入りますけれども、中札内村での取組みに力を入れてくださるということで、高石先生とともに、講演会の講師を担っていただいたりですとか、地域に出向いて各団体へコーディネーターの役割を説明していただいているところです。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

猟友会の件は、2名減って2名入ったということで、その中でも高齢化が進んでいるということなので、ちょっとこれも問題なのかなと思います。

ぜひ、これから増えていただきたいなども考えられるのですが、女性の方も希望しているということで、大変ありがたい話ですね。

J A職員もいるということで、わかりました。

あと、コーディネーターの件ですが、57人の方々、171回の相談があったということ。そしてまた、個別相談で16名の方ということでわかりました。

また、高石先生交えて、講演会とかいろいろやられているということで、わかりました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、ちょっと確認なのですが、火葬場の話なのですが、先般、我が地区でご不幸がありまして、火葬場に行くといった時に、中札内が使えないと。

更別にお願ひしたら、更別で断られましたと。

そんな話がありました。

事情はわからないのですが、確認は、中札内と更別でそういう、中札内で使えなかったり、2つぶつかったときには更別に使わせてもらえるという、そういう話があると聞いたのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 議員おっしゃるとおり、1週間だけ使えない期間がありました。

火葬炉の修繕のために使えない期間を1週間あったのですが、その期間については、ちょっと広報ではお知らせはしていたのですが、帯広市の火葬場を使っただけということで周知はしていたのですが、更別村とは、空いていれば更別村では使用できたのだと思いますが、多分使っているという期間だったと思います。

確認はしていないのですが、そういう期間があったのかなと思います。

帯広市の方と提携というか、連携を取って、帯広市を使っただけという周知はしておりました。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） なぜ帯広って言ってしまったのかあれだけど、できれば、更別とそういう話をさせていただいて、近いところでなるべくしてほしいと。

この間、忌中引きに帯広まで行ったものですから、いつも早く帰ってくるのだけでも、全然時間30分以上遅れたと。

どうしたのですかといったら、帯広行って来たという話だったのですよね。

できれば、中札内と更別とそういう話をしながら、中札内で使えない時には、更別、更別であれした時は中札内と、近隣の中においてのそういう話をぜひしていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 火葬場については、中札内についても炉は一つしかありませんし、更別についても一つと。

隣村ということがありますから、火葬場の相互連携というのはやろうよという話は従前からやっています、現実、それぞれ都合が悪いと、例えば改修とか修繕かけた時には使えないからそれぞれ頼むねっという話はしていて、やり取りもできるようにはなっているのです。

ただし、自分のところの村民なりが、葬儀が後からでも入ってきた時には、どうしてもそ

れを優先せざるを得ないというのがどうしてもあって、それは中札内についても更別についても同様な状況だと。

ぎりぎりまで、つまり火葬する前々日の土曜の時とかで、ここまでうちに連絡が来てなければ、うちは恐らくこの日は空いていますみたいな形にどうしてもなってしまう。

ただ、帯広の場合は何炉もありますから、現実の話としては、予約的に受けることは可能だと。

そのことがあるので、うちが全く使えないような時には、一度帯広市の方に連絡を入れておいて、うちの炉がこういう状態なので、そちらの方の利用するけれどお願いしますという話はするようになったのです。

更別さんが全然問題なく、自分のところの村民が亡くなっていない、使わないという状況であれば、その利用については相互にお願いをしようという話は従前からしていました。

なかなかうまくいかないというのが実態であります。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） そのとおりだと思うのですが、地域の人に言わせれば、更別に断られたという、何かそういうことがおかしいのではないかという話だったものですから質問したのですが、今後、そういうことであれば、あの時には、更別には葬式なかったのですよ。

そういうことになったものですから、確認したかたのですが、できれば、やっぱり更別とそういうふうな、いろいろ情報交換の中で、そういうことであれば、お互いに使わせていただいたり使わせてやったり、そういうふうな話をぜひしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 北嶋議員、戸水議員と繰り返しになり大変申しわけございませんが、有害鳥獣対策費のことで質問でございます。

村では農業被害として、毎年2,000万円ほどの農業被害がでているのだということなので、毎年毎年、この鳥獣対策費ということで計上されて対策を行っているということでございますけれども、実際は2,000万円というような推計が出ていますけれども、この推計に関しては、被害を受けた面積に、平均の単収を掛けて、推定でこれぐらいの被害があるだろうという金額で、それが2,000万円だということに認識をしています。

実際は、この被害を受けた面積に集約されない面積というのがものすごく多いのですね。

それは何かというと、酪農家においてはデントコーンですとか牧草が生えている。

そこにはもう日常的にシカが入って捕食をしているというような状況です。

これは村の統計には出てきません。

酪農家も実際にどれくらい食べられたというのはわからないのですよね。

なので、実際にはその2,000万円よりももっとも大きな金額が農業被害として出ているのだということに認識をしていただきたいし、特に南札内の奥ですとか、山の方には、村の土地もたくさんあるわけですね。

なので、村が一番被害を受けているのだという認識をいただきたいなというふうに思っています。

そういったことで、ハンターの免許取得に対する助成ですとか、そういったものももっともっと充実させていただいて、この有害鳥獣対策というものに力を注いでいただきたいなということでのお願いでございますけれども、そういった考えがあるのかどうかというこ

とをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 被害額の算定です。

福原議員おっしゃられるとおり、その認識は十分あります。

算定の対象に入っていないことも。

南札内の奥の大規模草地の牧場、西札内の牧場、村のですね。

ここ、エゾシカライトセンサス、毎年同じルートでシカに光を当てて、光った目の数数えていくのですが、実際、南札内のぴょうたん牧区あたりは、シカ牧場と化しているという状況ですから、そのシカが何をやっているかといったら牧草を食べているよねという、こういうことです。

それ被害額をどう算定するかというと、全エリアでどれだけ食べたかという量を量るわけにはいかないので、そう簡単に出せるものではないかなと。

ただ、そういう状況にあるということは、ライトセンサス等で調査を毎年行いますから、多い状態、減っているかどうか。

こういったものをデータとして取り込みながら、今後の対策にしていきたいというふうに思います。

当然、被害に対する対策としては、猟友会のメンバーに駆除をしてもらうという方法しかないので、そのハンターを養成する措置も、当然近隣の町村の状態もちょっと調べながら検討しなければならないかなという気持ちはございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございますか。

それでは、次、6款、7款、8款でございますけども、説明だけでちょっと予定の時間過ぎるような形でございますので、本日はちょっとこれで、以上で本日は終了したいかなというふうに思います。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとして、明日12日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

よって本日の審議はこれまでとし、明日12日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 4時35分